本日の会議に付した事件

令和７年第４回山元町議会定例会（第３日目）
令和７年１２月１０日（水）午前１０時

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　一般質問

午前１０時００分　開　議

議　長（菊地康彦君）ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
〔議事日程は別添のとおり〕

議　長（菊地康彦君）日程第１．会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、山元町議会会議規則第１２４条の規定により、１２番伊藤貞悦君、１番竹内和彦君を指名します。

議　長（菊地康彦君）日程第２．一般質問を行います。
一般質問の質問時間は、山元町議会先例９４番により４０分以内とし、同９６番により通告順に発言を許します。
なお、山元町議会基本条例第６条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理し、通告外にわたらないように注意してください。
また、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議　長（菊地康彦君）９番岩佐秀一君の質問を許します。岩佐秀一君、登壇願います。
９番（岩佐秀一君）はい、議長。おはようございます。９番岩佐秀一です。令和７年第４回山元町議会定例会において一般質問を行います。
東日本大震災後、間もなく１５年を迎えるに当たり、震災後の復興復旧してきた設備が修繕を迎える時期となっております。今後の維持管理が心配されております。また、一段と進む少子高齢化についても、改善の兆しは見えない状態です。
町の活性化の進捗状況について、大綱３件、細目８件の一般質問を行います。
大綱１、農業振興地域整備計画の進捗状況について。
山元町東部地区農地整備事業区域の換地・登記業務が終了した後に、山間部の農業振興区域を見直すこととなっていましたが、その進捗状況をお伺いします。
細目１件で、農用地区域外の申出の受付が１２月１日から再開されるが、この周知方法についてお伺いします。
細目２、農業振興地域のエリアの見直し結果についてお伺いします。
細目３、山元南インターチェンジ周辺の土地活用を町の発展の起爆剤に検討してみてはどうか、お伺いします。
大綱２、元坂元中学校跡地の事業進捗状況について。

元坂元中学校跡地は、移住・定住用宅地として、坂元地区活性化の施策として検討されているが、その事業の進捗状況を伺います。

細目１、事業費約９億円の今後の事業の見通しについて。

細目２、整備区画を変更する考えについて。

細目３、１区画当たりの単価をどう検討しているのかについてお伺いします。

細目４、いつまでに事業を完結するのかについてお伺いいたします。

大綱３、子育て世帯への支援について。

当町には高校がなく、子育て世帯の通学費負担が多いことなどが少子化要因の一つと考えられる。その改善策として、通学定期券購入の一部負担の検討を行い、安心して高校に入学できる支援を行う考えはないか。

細目１の中で、視察研修した中で、北海道南幌町では、通学費助成として月最大１万円を助成していることを参考に、本町でも同様の取組をする考えはないか。例えば南幌町では、令和６年度、１３６名に対して事業費はたったの１，２００万円相当であります。

以上についてお伺いしますので、ご回答をお願いいたします。

議　長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。岩佐秀一議員のご質問にお答えいたします。

大綱第１、農業振興地域整備計画の推進状況についての１点目、農用地区域除外等の申出受付再開の周知方法についてですが、同計画の見直しに伴い、昨年３月から農用地区域除外等の申出受付を休止しており、今般、県の同意を得て、当初の予定どおり先月末に計画の見直しが完了し、今月から申出受付を再開しております。なお、受付休止期間中においても、町ホームページで再開時期を案内しておりましたが、改めて広報１２月号及び町ホームページに掲載し、町民に広く周知しております。

次に、２点目、農業振興地域のエリア見直し結果についてですが、主な農用地エリアの見直し項目としては、山元東部地区農地整備事業区域を農用地区域に編入し、山間地の連担性に欠ける飛び地や、荒廃が著しい小規模な農地を区域から除外しており、これを反映した結果、前回計画策定時と比較し、全体の約１．３パーセントに相当する約２２ヘクタールの減少となっております。

次に、３点目、山元南インターチェンジ周辺の土地活用の検討についてですが、当該区域は、高速道路等の整備に伴い農地が分断されるなど、一団の農用地区域としては厳しい区域であることや、国道６号に直結する県道角田山元線に接する交通利便性に恵まれた環境にあることから、今後の土地の有効活用を見据え、今回の計画見直しにおいて農用地区域から除外しております。現時点において、インターチェンジ周辺の土地活用について、町としての具体的な方針や計画は策定をしておりませんが、利便性の高い地域でありますことから、その利活用については、今後の検討課題としてまいります。

次に、大綱第２、元坂元中学校跡地の事業進捗状況についての１点目、今後の事業の見通しについてですが、今年４月１５日開催の議会全員協議会でご説明申し上げ、あわせて、さきの第２回議会定例会の一般質問で岩佐孝子議員にお答えいたしましたとおり、昨今の工事費高騰等により、本事業の推進には多額の財政負担が生じることから、小学校再編等を踏まえた町全体の財政需要額を把握した上で、次の段階で再考すべきと受け止めております。

また、財政負担の軽減を目的とし、民間事業者による宅地開発を視野に、大手住宅会社とその可能性について複数回にわたり協議を重ねてまいりましたが、結果的に坂元地区における近年の住宅の新築動向や住宅価格の高騰等から、事業化は極めて困難との回答をいただいたところであります。現時点では、最良の事業方針を見いだせていない状況にあります。

次に、２点目、整備区画を変更する考えについてですが、区画数の低減は、事業費を抑える効果と併せて、空き宅地が生じるリスクの回避や需要量の把握にもつながるものと認識しております。昨年度調査した基本計画では、敷地内でも特に利便性が高い南側の県道沿いを先行して宅地化することも検討いたしましたが、当該地の北側には急傾斜地が存在し、現在、県において土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査が進められていることから、崖崩れが発生した場合の影響範囲が未確定であることを確認しております。このため、本事業の具体的な計画を立案する際には、急傾斜地の保全対策と併せた敷地全体の一体的な計画が有効であると考えております。

次に、３点目、１区画当たりの単価についてですが、地元行政区からは、宅地の無償提供という提案も受けておりますが、整備には多額の工事費を要するものの、これら工事費を宅地価格に反映させた場合、分譲価格が高額になるおそれがあるため、新市街地の分譲時と同様に、路線価や周辺宅地の取引事例等から客観的に評価される不動産鑑定による単価設定が基本的な考え方になるものと想定しております。

次に、４点目、いつまでに事業を完結するのかについてですが、本事業は、坂元地区の人口減少に対する施策の強化の一環として取り組んでいるものであり、採算性のみで判断すべきものではないと考えておりますが、個人の資産となる宅地部分の整備費は地方債の対象とならないことから、多額の財政負担が必要となる事業でもあります。現段階では、完結時期について明確にお答えすることは困難であると捉えておりますが、当該地は、坂元地区の活性化に向けて有効な立地条件を備えた土地でありますので、地域の皆様の意見もお聞きしながら、あらゆる視点で事業化の検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、大綱第３、子育て世帯への支援についての１点目、高校生の通学費助成の取組をする考えについてですが、例として挙げられた北海道南幌町では、本町と同様に、町内に高校がなく町外への通学が必須であることから、保護者の経済的負担軽減と教育機会の確保を目的に通学費の助成を行っていると聞き及んでおります。県内においても、阿武隈急行沿線の自治体で運行区間の通学定期券購入費用を補助している事例があり、こうした取組は、子育て世帯を支援する施策の一つと考えられます。

一方で、高校生に対する経済的支援としては、国による高校授業料無償化が来年度から本格的に実施される予定であり、この制度は、教育格差の是正や少子化対策の観点から、高校進学に伴う子育て世帯の経済的負担を軽減するもので、公立・私立を問わず授業料が実質ゼロとなります。

町といたしましても、少子化対策は喫緊の課題と認識しておりますが、高校生の通学費助成については、子育て世帯への様々な経済的支援策を総合的に勘案し、事業の持続可能性や公平性の観点から実施について調査研究してまいります。

以上でございます。

議　長（菊地康彦君）９番岩佐秀一君の再質問を許します。

９番（岩佐秀一君）はい、議長。それでは、再質問させていただきます。

大綱１のですね、農用地区域除外のＰＲですね、宣伝、１２月１日から確かにですね、されているんですけども、町の広報関係ですとちっちゃいんですよね、宣伝的にね。あとホームページもね､割とちっちゃくて､土地を所有しているとかそういう人の目には、なかなか留まらないのが現状だと思うんですよ。それでですね、チラシみたいな大きいのをつくってですね、農業委員会とかあの辺に置いておけば、ある程度、見る機会があると思うんですよ。ということは、１年以上、換地業務ができないようになってましてですね、それで１２月１日からやれるということは、結局、山間部の農振除外ということは、それを見ることによって、いい悪いは別にして、不動産会社とかですね、町外の企業とかですね、町の土地の活性化を図れると思うんですよ。単純に言えば、東部から山間部を換地したことによって、今まで停滞していた東街道周辺ですね、あの辺が有効活用されると思いますのでですね、それも兼ねてですね、大きいチラシでね、こういうふうに農振が変わりましたよ、ぜひですね、有効活用していただけるようなチラシをつくってはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。今回のこの計画はですね、今、岩佐議員がおっしゃったとおりですね、土地の有効活用ということを一番の目的にしておりますので、やはり多くの方に知らせるというのは大切なことだと思いますので、今後もですね、町としては、できるだけ多くの方に、目に留まるような形での周知方法を考えていきたいというふうに思います。

９番（岩佐秀一君）はい、議長。震災後１５年目を迎えるということでですね、震災当時ですね、宅地とかいろんな町民の取材した方々が欲しかったときにですね、一番問題だったのが農振区域だったんですよね。それで、農振区域のために、当町に定住しようと思った人たちがなかなかスムーズにできなくて、町外に出たという経緯があるわけなんですよ。ご存じのようにですね、山元町というのは、低地でねぐある一定の高さの土地というのはどうなってっか。教育委員会が分かってるとおりですね、文化遺跡に全部入ってんですよね、ある程度の土地。と同時に６号線下は、危険区域でうち建てられないのでですね、有効活用できるということは限られてるんですよね。だから、ぜひ農振除外できたエリアですね、これをですね、有効的なチラシとかいろんなのをつくって宣伝すればですね、ある程度、関心を持つんではないかと思いますけども、その辺の再検討はいかがでしょうか。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。先ほども申したとおりですね、今、岩佐議員がおっしゃるとおり、土地の有効活用といいますかね、できるだけ放棄地にならないように利活用していただきたいということもありますので、できるだけ多くの方たちにですね、目に留まるように、周知できるように考えていきたいというふうに思っております。

９番（岩佐秀一君）はい、議長。それではですね、細目２に移らせていただきます。

細目２のですね、農振区域のエリアの見直し結果についてなんですけども、東部整備が済んででですね、山間部に、今、農振区域を広げたわけですよね。そんな中でお聞きしますのは、前回計画策定と比較して全体で１．３パーセント相当の２２ヘクタール減少したということはですね、これは耕作放棄が減少したのか、農振区域だね、山側の農振区域、それが減少したのか、ちょっと担当課長とかにお聞きします。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。これについては、担当課長のほうからご回答申し上げます。

産業観光課長（村上　卓君）はい、議長。こちらの今回のエリア見直しに伴う減少の割合、内訳ですけれども、議員おっしゃられたとおりですね、東部地区については、今までもともと農振エリアに入ったものをですね、字区の区画とか大きく変わりましたので、そちらを改めて再編入というか、いう形にはなっております。減少の部分については、耕作放棄地の部分ですね、そちらのほうで今後の土地利用、農地としての利用を見越した場合に適さないという部分で除外しております。あとは計画的にですね、町の今後の計画を踏まえたところでの除外というところで、除外の多い部分は山間部、丘通り中心ということで捉えております。

以上でございます。

９番（岩佐秀一君）はい、議長。分かりました。

それではですね、この２点目の中でですね、今、除外区域云々と言いましたけども、今回は山間部のことをちょっとお聞きします。山間部のですね、農地の現状、この把握状況をですね、ちょっとお聞きしたいと思います。ということは、把握状況って、詳しく言えば、して大丈夫ですか。農業委員会でですね、２年に一遍かな、農地調査してるわけですよね。その中で、耕作地と、手をかければ耕作できると。あと、まるっきりできないという区画があるわけですね。その状況をちょっと、ある程度の数字もですね、お聞きしたいと思いますが。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長のほうからお答えいたします。

農業委員会事務局長（阿部正憲君）はい、議長。お答えいたします。

今、質問にありましたようなところですが、復旧ができると見込まれる、今、耕作放棄されてる面積については、約４５ヘクタール程度、割合にして全体の２パーセント相当ぐらい。それで、復旧が難しいと思われるものについては、全域、町内では８３ヘクタール程度、割合にすると４パーセント弱というふうな感じで認識しております。

以上です。

９番（岩佐秀一君）はい、議長。今ご回答いただいたとおりですね、調査の結果、耕作できないとか、手をかけてもできないという土地はですね、東部地区は、震災で復旧復興が進んでいるので、おおむね山間部だと思うんですよね。だから、ご存じのようにですね、ちょっと６号線から上に行くと、べらぼうな土地が見えるわけです、現状としてね。その辺のですね、活用についてですね、やっぱりもう少し何ていうんだろう、ただ調査しているだけではなく、そのエリアをチェックしてですね、やはりもうできないところは、農地じゃなくやっぱり雑種地なり現状にですね、適した区域にしちゃって、できるかできないか、ちょっと問題なんですけども、そういうふうな施策も考えていかねばならないんじゃないかと思うので、その辺の考えはどうでしょうかと思いまして。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。今回ですね、見直しについては、今、岩佐議員がおっしゃったようなところも踏まえた上で、いろいろな形でですね、今後、農作物が作れるのか作れないのか。結局、作るのにはちょっと厳しいぐらいもう荒れているというところであれば、畑を作れと言われてもですね、もう大変なわけですから、その辺は考慮しながら今回のですね、見直しというのをやってきたということになります。

細かい詳細については、担当課長のほうから補足させたいというふうに思います。

産業観光課長（村上　卓君）はい、議長。今後の話にもなりますけど、今、町長からお答えしたとおりではありますけども、この農業振興整備計画につきましては、おおむね５年から１

０年先を見据えた農地の利用ということで計画策定をしておりますので、個別の案件の除外については、今後、一回、計画策定しておりますので、個別の個人の計画に基づいた部分での除外だとかどうか、県の農業委員会の審査を踏まえたところの活用にはなってくると思いますので、その期間の間、今後についてはですね、引き続き農業委員会と農地調査等を行いましてですね、今後を見据えた計画の見直しというのもあり得るのかなというふうに思っております。

以上でございます。

９番（岩佐秀一君）はい、議長。ぜひですね、今、５年から１０年という中でですね、計画ということですけども、５年から１０年になると、大体、現状でいいますと、耕作するような人がいなくなるのが現状なんですよね、山間部ですからね。ぜひですね、早めに見直しするような検討をしていただければと思います。

次に、３番目の細目に行きます。

山元南インターチェンジ周辺の回答についてですね、今後の土地有効活用を見据えて農振区域から除外したっていうことになってますのでですね、あそこをですね、農振区域除外したんだから、ぜひ産業ゾーン等に指定するような検討はないか、ちょっとお聞きします。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。インターチェンジ周辺はですね、やはりインターチェンジをあそこに造った後からですね、多分そういう有効活用については、内部での話なり検討というのは、してきたのかなというふうに思います。私もですね、就任してからあそこの有効活用と、せっかくあそこにあれだけ大きなインターチェンジを造っていただいてますので、それを何とか活用したいということで、内々では、いろいろ話は出るんですが、やはり昨日もちょっとお話ししましたが、当時はですね、復興事業のほうの残りもありましたしですね、やっぱり財政的な部分で高額な出費も見込まれますので、慎重に計画していかないとですね、町の財政のあれにも大変なことになってきますので、その優先度を考えながら、ただ、やはりあの地区、あの辺はですね、本当に高速道路のすぐ周りについては、大事にですね、考えていかないと、せっかくあそこに南インターができたんですから、もったいないなというふうには思っております。

ただ、先ほども回答したとおりですね、現段階においてはですね、まだ方針とか計画というところには至っていないということになりますので、今後もですね、すぐにというわけにはいかないと思うんですが、頭に入れながらですね、あそこの周りのいろいろそういう産業ゾーンですか、そういうふうな産業ゾーンになるのか、住宅になるのか、今後ですね、そういうことも含め町全体のですね、バランスを考えた発展に向けての一つの場所として考えていければというふうには思っております。

９番（岩佐秀一君）はい、議長。なかなか厳しいと思うんですけども、今回ですね、農振区域から外されたということで、地形的に言いますと、高速道路あって、東街道あって、インターチェンジあって、あのインターチェンジは、結構本格的なインターチェンジですよね、現地を見っとね、余裕的に。それで、農振外れたことによって、産業開発できるスペースがある程度できたと思うんですよ。ということは、東街道周辺には、低い丘みたいな山、ぽつぽつあって、そこに農地があって、また丘があってということで、ちょっと地ならしすれば、決してそんなにお金かけなくても産業ゾーンとして有効だと思うんですよ。特に物流関係ですね。ご存じのように丸森町は高速道路がない。角田にもない。

そして自動車部品関係が結構あると。じゃあ南を向いてみれば、新規には、あそこから１．２キロまでないとこに工業団地があるわけですよ。ところが、新規の工業団地も東街道と割とつながってないもんで、したがいまして、あそこをうまく活用することによって、相馬港までのレーンを造ればですね、相当な物流拠点と考えられると思うんですよ。今はちょっと無理だと思うんですけども、将来構想としてですね、自主財源じゃなく、やっぱりこの周辺市町村とタッグを組んでですね、開発するようなご検討は今後ないかどうか、お伺いします。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。ただいまですね、そんなにお金をかけなくてもできるのではないかと、一見見ると、ただ埋めるだけというかならすだけっていうふうな、今、表現をいただいたんですが、やはりですね、坂元地区においてはですね、水害対策、今、いろいろやっております。結局、山間部を埋め立てるということは、山を崩すか崩さないかは別として、平らな部分をただ埋めるだけといいましてもですね、いろいろなやっぱりその周りの環境整備もきちっとしないと、後々大変なことになりますので、そういうことも考えながらやっぱり進めていかなくちゃいけないとなると、結構な大規模な計画というふうになってきますので、近隣市町村と連携というのは、この事案に限らずですけれども、常々、連携を図りながらいろいろ私たちはやっているわけですけれども、今後、この事業についてはですね、やはり慎重にきちっといろんな部分、細かいところまで精査しながら進めていかないと、先ほどの元坂元中跡地の利活用というところもありますので、あそこは、もう駅の真ん前といいますかすぐそばなのでね、そういうところも優先させていかなくてはいけないのかなとも思いますので、そういうことも含めてですね、全体のバランス考えながら考えていきたいというふうに思います。

９番（岩佐秀一君）はい、議長。放置しておきますと、もう目につくのは、太陽光ばんばんなってくんですよね。結局、維持管理できないために、安い単価で太陽光の業者さんが入ってくるのが現状なんですよ。ぜひですね、前向きに取り組んでいただいて、慌てずですね、ぜひ産業ゾーンとしてＰＲして、町の若者が仕事できるようなですね、物流基地とかそういうふうなご検討をしていただければと思いますので、続いてですね、大綱２に移らせていただきます。

元坂元中学校の事業進捗状況についての中でですね、学校再編とかいろんな問題で多額な負担がかかっからなかなか厳しいというような回答だと思うんですけども、いつまでもですね、放置しておきますと、維持管理費だけでもべらぼうにかかると思うんですよ。あそこは、学校廃校してからもう三十数年近くなりますのでですね、民間事業にも確かに町で計画して、大手住宅会社でもなかなか経済的にはちょっと無理だと思いますのでですね、見直す云々という回答もありますのでですね、しからばどのように見直していくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。先ほどもですね、細目、いろいろこの地区についてのお尋ねがありまして、ご回答させていただきましたけれども、一番はですね、やはり北側の急斜面の部分の修繕といいますか、そこをきちっとしないと、傾斜地ですね、何かあったときに崩れたりしてですね、危ないというところもありますので、先ほど回答したようにですね、県のほうの、今、調査が入っておりますので、その辺のはっきりしてからですね、一連の事業としてできないかなというふうには思っております。

先ほども言いましたように、やっぱ駅に近い場所ということもありますので、坂元地

区、住みたいといってもなかなか宅地といいますかね、駅周辺にもなかなかそういう場所もないので、そういうことができないかなと思って、私としては、調査をして調べたりとかしたわけですけれども、ですから、このままというわけではなくてですね、ただ、今の段階でいつまでにと言われても、ちょっとですね、そこは申し訳ないんですが、３年でできる、５年できる、１０年でというところにはまだ至っておりませんので、ただ、その結果が出た時点で、もう一度、精査しながらですね、前に進めていきたいというふうには思っております。

ただ、今の段階で何とかならないかなと思ってですね、並行して先ほど言ったように住宅メーカーに相談をしたりですね、いろんな形であそこをうまく有効に、私としては、できればあそこに宅地化をして定住の場にしたいなというふうな思いがありましたので、そういうふうな形で住宅メーカーさんに相談したりとか今しているわけですけれども、結果としてあまりいい返事が今回いただけなかったということもありますので、あそこについてはね、傾斜地をきちっと整備した段階でもう一度やるとか、そういう計画も含めて、今後、考えていければというふうに思っております。

９番（岩佐秀一君）はい、議長。ぜひですね、事業を見直すなら、やはりずるずるとじゃなく、やっぱり相当早くですね、やるべきと思うんですよ。住民の方に期待をかけたりしていてもですね、現時点では、予算も９億、１０億かかった中で、一般財源も３億以上かかるというような状態ですので、単純に計算すっと相当な区画単価になると思いますので、方向性をですね、ぜひ早めに進めて、町民が安心して納得するようなね、事業を進めていただきたいと思います。

こんなことを言ってる中で、２点目ですね、整備区画を変更する考えはないかということなんですけども、これもね、あの広さに二十数区画からしてるもんで、せめて回答にありますとおりですね、道路側の南側だけでも早急にやっちゃってですね、あと、後ろは危険区域だったらもう公園化にするとか、そのような検討はないのかお聞きします。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。これについてはですね、先ほどもお答えいたしましたとおりですね、土砂災害の警戒区域等のね、指定に向けて基礎調査というのが、先ほども言いましたように進められてるということもありますので、土手から離れてるから前のほうだけっていう部分的なね、やろうと思ったらできるのかって、まるっきりできないわけではないですけれども、そこは、先ほどもお答えしましたとおりですね、計画についてはですね、やはり連帯性を持って、あそこを全体的にですね、きちっと考えていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、その部分だけ、使える場所だけまず使ってしまえっていうふうな形での進め方では、ちょっと今考えていないということになります。

９番（岩佐秀一君）はい、議長。それではですね、細目３件目はですね、単価だの聞きたかったんですけども、だから厳しいということですので進めさせていただきます。

じゃあですね、４点目のこの事業の完結、やるやんない、今も何回も聞いてるんですけども、この回答の中で、個人さんだから地方債は発行できない、多額かかるから財政負担が必要だっていうことで、なかなか進められるような状態だと思うんですよね、現実の問題としてね。だから、やはり費用対効果というのは、町の財源にとっても大変だし、高いものを買ってやる住民もいないのでですね、その辺をですね、もっと精査してですね、もう町民にこういうふうに方向を変えるとかなんとかですね、その辺も早急に

ですね、やっていただいたほうが、もう何十年とたっている中で維持管理費、そして、しかも、今度、大雨降っと、崖崩れしたなんていうと、今度は復旧だのってえらいお金がかかりますのでですね、その辺の検討を重ねていただければと思います。

回答はいいのでですね、最後に、子育て世帯の支援についての中で、回答、阿武隈急行とかいろんな、先ほど南幌町の件も話しましたんですけども、来年度ですね、高校の学費が無料になるということで、答えもあるし、今、進めていると思うんですけども、一番町内の高校生を持ってる家庭で聞いた中で山元町の欠点は、いつも言われるんですけども、子育て世帯からね、水道が高い、税金が高い、保険が高い、高い高い高いっていうばっかりなんですよ。そんな中でですね、高校授業料無償化は、うんといいんですけども、今度、比較しますと、教育格差がですね、もっと開くんですよね。ということは、無料化になることによって、山元町は、高校がないために通学費が格差になっちゃうんですよ。仙台市内に住んでいれば、高校無料化になれば、うんとメリットがあるわけです。ところが山元町から仙台に通うとどうなるかと、通学定期が１万幾らかするわけですよね。だから、それをやっぱり父兄たちが心配してるわけですよ。丸森、角田も高校はありますし、この辺でないのは山元町だけなんですよね。だからですね、その格差是正をですね、町長が公約で掲げている、うんとのあいづになると思うんですよ、この何だっけ、子育て世帯の支援ということです。ぜひこの辺をですね、早急に検討すればですね、うんと子育て世帯にはアピールになると思うんですよ。単純に計算しますとですね、私の計算では、大体１学年７０人ぐらいなんですよね、今ね。３学年足すと大体２００人、１万までいかなくとしても、大体、五、六千円でもすれば相当で、千二、三百万あればですね、１年間、できる予算だと思うんですよ。だからですね、子育て世帯の支援の目玉になると思うんですけども、そのですね、ご検討はいかがでしょうかと思いまして。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。私としてもですね、今、議員がおっしゃったように、山元町から通っている高校生の数とかその辺は、把握はしております。定期券でいうと、分かりやすく言うと、こっから仙台まで半年の定期券で約４万５，０００円ぐらいですね。ですから１年間を通せば、２回ですので約９万円、定期代で仙台まで通っている高校生はかかっているという部分があります。少しずつは、国なり県なりのいろいろな施策の中で、高校生を持つ家庭に対しての支援というのが行われているわけですけれども、多分、岩佐議員がおっしゃるように、町としてね、何らかの支援ということであればですね、私としては、どこまで金額がですね、今言った何千万とかそういうことでなくても、一部支援ができればというふうなことは、やはりここから４０キロ、仙台までね、それを遠いか近いかというのは何ですが、確かに高校がないまちというのは、昔から、もう何年も前から近隣では、山元町だけが高校のないまちでした。最近では、少子化ということもあって、近隣でも高校がだんだんね、閉鎖されたりしてますけれども、そういうこともありますので、今後ですね、その子育て世帯への支援ということもありますけれども、高校を仙台まで通うということを考えたときに、途中、亘理、岩沼、名取もありますが、そういう部分で何らかの支援ができないかという部分については、今後の課題として検討していければというふうに思います。

９番（岩佐秀一君）はい、議長。検討していただくということでありますのでですね、ぜひですね、いろんなここに回答をいただいているとおり、実施については調査研究してまいり

ますということでありますので、できるだけ早く調査研究してですね、できるだけ早く方向性を示していただければですね、高校を持つ家庭はですね、助かると思うんですよ。現状を見ますとですね、今までお金かかってたとこで子供たちを教育したいっていう家庭は、割と私立高校が今多くなってんですよね。だから、今度、学費がなくなれば、安心してまた私立高校へ入れるとなっと、通学定期のね、格差がうんと出てくると思いますので、ぜひですね、研究して、できるだけ早く少しでもですね、満額でなく支援できる体制をですね、していただけることを期待してですね、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもお疲れさまでした。

議　長（菊地康彦君）９番岩佐秀一君の再質問を終わります。

議　長（菊地康彦君）１２番伊藤貞悦君の質問を許します。伊藤貞悦君、登壇願います。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。１２番伊藤貞悦です。令和７年第４回山元町議会定例会において、大綱２件、５項目、１２細目について一般質問をいたします。

大綱第１、公共施設（含む学校）等の衛生管理について。

コロナ感染症と季節性インフルエンザが増加の傾向にございます。町内、宮城県内も、大分、全国的に見て多く罹患しているというふうな状況の中で、我が山元町も小学校などは、大分インフルエンザの罹患が多いというふうなことを聞いておりますが、今後の蔓延予防と防止対策について、以下のことを伺います。

（１）公共施設の衛生管理・除菌対策について。

ア、公共施設等からペーパータオルが撤去された。その理由と今後の対応策（含む啓蒙活動）について。

イ、自己管理意識の啓蒙や醸成のための対応であっても、公共施設等においては、別途、対策が考えられないか。特に、集団生活をしている学校や複数の集団が集う施設には、最低でも除菌ジェルは設置できないか。

ウ、学校や公共施設の各トイレに、衛生的な使用を目的とした除菌ティッシュや便座シートの設置、さらに、暖房便座やウォシュレットの導入は考えられないか。

（２）コロナと季節性インフルエンザの蔓延防止対策について、手洗いとうがいの励行や指導は大事であるが、十分とは言えないことについて。

ア、児童・生徒や乳幼児が利用できるように、以前行っていたマスク等の設置や配布を再検討する考えはないか。

イ、予防接種希望者への料金支援の拡大はできないか。

大綱第２、児童・生徒の学校生活の現況について。

小中学校の現況について、以下のことを具体的に伺う。

（１）いじめの現状と対策について。

ア、小中学校におけるそれぞれの現状と対策について。

イ、発生の要因・原因について。

ウ、指導後の状況について。

（２）不登校の現状と対策について。

ア、小中学校におけるそれぞれの現状と対策について。

イ、発生の要因・原因について。

ウ、指導後の状況について。

（３）町民バス利用の通学について。

ア、現状の把握はしているのか（含む保護者の送迎）について。

以上、大綱２件についてお伺いをいたします。

議　長（菊地康彦君）伊藤議員、大綱２の細目３、バスの利用料金の無償化、これについての質問は。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。一番最初の段階でそれは入れておったんですが、入ってますか。途中から入っているものとないものがありますが、いや、私の最初に出したときは入ってたんですが、その後、外れてたので、それは。

議　長（菊地康彦君）質問をするわけですね。質問をするということでよろしいんでしょうか。（「はい。質問はしたいと思っております」の声あり）分かりました。

町長橋元伸一君、登壇願います。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。伊藤貞悦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第１、公共施設等の衛生管理についての１点目、公共施設の衛生管理・除菌対策のうち、公共施設等からペーパータオルが撤去された理由と今後の対応策についてですが、新型コロナウイルス感染症が流行した際、感染対策の一環として、ウイルスの飛散防止のため、国から公共施設等のトイレに設置されたハンドドライヤーの使用を控えるよう通達があったことから、代替措置として一時的にペーパータオルを設置したところであります。その後、令和５年５月に新型コロナウイルス感染症が、法律上、５類感染症に位置づけられたことを受け、ハンドドライヤーの使用を再開し、ペーパータオルを撤去したものであります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大前からペーパータオルを設置している施設もありましたので、今後は、感染の流行状況を見ながら適切に対応してまいります。

次に、自己管理意識の啓蒙や醸成のための公共施設等における対策についてですが、今年は、季節性インフルエンザの流行時期が早まり、現在、宮城県においても感染者数が増加傾向にあることを深刻に捉えているところであります。国の示す基本的感染対策は、一律に対応を求められているものではありませんが、本町では、衛生管理の一環として、各施設が利用状況や必要性を踏まえて除菌ジェル等を設置しており、感染予防の観点から、引き続き衛生管理対策の徹底を図っているところであります。また、学校や保育所など集団生活を伴う場合においては、さらなる手洗い、うがいを励行し、感染予防に努めてまいります。

次に、公共施設等の各トイレに除菌ティッシュや便座シート、暖房便座、ウォシュレットを導入する考えについてですが、公共施設の多くのトイレには、除菌を目的としたアルコール等を設置していることから、改めて除菌ティッシュの設置は考えておりません。便座シートの設置についても、衛生上の観点から、現時点では、導入することは難しいと捉えております。

また、暖房便座やウォシュレットの導入については、学校等も含めた主要な公共施設のうち、一部導入している施設も含めますと、暖房便座については１００パーセント、ウォシュレットについては、約８３パーセントの設置状況となっております。

なお、未設置の施設については、必要性を判断した上で、施設の改修計画や町の財政状況等も踏まえ、導入を研究してまいります。

次に、２点目、コロナと季節性インフルエンザの蔓延防止対策のうち、児童・生徒や

乳幼児が利用できるようにマスク等の設置や配布の再検討の考えについてですが、令和５年３月から国の方針により、それまで屋内では原則着用としていたマスクは、個人の判断での着用が基本となりました。

また、同年５月から、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが、季節性インフルエンザと同様の５類感染症となったことから、感染対策については、マスクの着用や手洗い、換気等の基本的感染対策方針に基づき、個人及び事業者の判断となっております。

ご指摘のありましたマスク等の設置や配布については、令和２年１月からの新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、マスクの品薄状態が続いたことから、本町では、備蓄していたマスクをいち早く妊婦や基礎疾患を持っている方に対し配布したほか、医療機関や福祉施設、介護事業所等、感染リスクが高い方々へ積極的に配布し、感染予防に努めてまいりました。

現在は、マスクの流通も順調で価格も安定しており、入手が容易であることに加え、マスクの着用は個人の判断であることから、町といたしましては、以前行っていたマスクの設置や配布は行わず、必要に応じ、個人にご準備いただきたいと考えております。

次に、予防接種希望者への料金支援の拡大についてですが、本町の予防接種事業については、予防接種法に基づき、定期接種として位置づけられたものについて、公費負担や接種勧奨を実施しております。

具体的には、新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザの予防接種は、６５歳以上の高齢者や、６０歳以上で特定の基礎疾患のある方を定期接種の対象としており、接種費用の一部を公費負担としております。このうち新型コロナウイルス予防接種については、今年度から国の接種費用の助成が廃止されたため、接種者の急激な負担増を避けるべく公費負担の金額を引き上げたところであります。

また、子育て施策の一環として、令和３年度から、高校受験を控えた中学３年生と妊婦に対し、季節性インフルエンザの予防接種費用の一部助成を行っておりますが、亘理郡内の医療機関で接種した場合は、接種費用を無償としております。

ご指摘のありました予防接種希望者へのさらなる料金支援の拡大については、関係機関と調整を図りながら、町の財政状況や他自治体の動向等も踏まえ、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、大綱第２、児童・生徒の学校生活の現況についての３点目、町民バス利用の通学のうち利用料金の無償化についてですが、町民バスについては、誰でも利用できる地域公共交通でありますが、高齢者や子供といった移動に制約のある方々の日常の移動手段の確保を主な目的として位置づけ、運行を行っている現状にあります。このことから、児童・生徒の通学利用も意識し運行しており、小中学生の利用者数は全体の約３割を占め、通学手段の選択肢の一つとして定着し、ご利用いただいているものと認識しております。

一方で、町内の児童・生徒の通学については、スクールバスを利用して山元中学校に通う旧坂元中学校学区の生徒を除き、徒歩または自転車による通学の範囲内にあると伺っております。

また、町民バスの利用料金については、利用者の代表や町内の旅客運送事業者、関係機関、学識経験者等で構成する地域公共交通会議において協議が行われており、現時点

においては、他の利用者との公平性なども考慮し、通学に町民バスを利用する場合は、一定の料金を負担していただくことで協議されておりますので、ご理解を願います。

なお、今年１月から町民バス実証運行開始に合わせ、定期乗車券、いわゆる定期券の額の引下げを行い、料金低廉化にも一定程度配慮しておりますことを併せてご理解お願い申し上げます。

私からは以上でございます。

議　長（菊地康彦君）教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。伊藤貞悦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第２、児童・生徒の学校生活の現況についての１点目、いじめの現状と対策のうち、小中学校におけるそれぞれの現状と対策についてですが、いじめの認知件数は、今年１０月末現在で小学校６件、中学校４件の合計１０件となっており、これは、昨年度の同時期と比較して６件の増加となっております。いじめ問題への対策としては、さきの第１回議会定例会の一般質問で竹内和彦議員にお答えいたしましたとおり、いじめは絶対にしてはいけないという指導と学級づくりのほか、児童・生徒の人間関係に対する教師の観察やタブレットを使った心の健康調査及び月１回のアンケートから児童・生徒の状況変化を早期に把握・対応することに努めるとともに、児童・生徒等から訴えがあった場合は、迅速に状況を確認し、必要な対応をしております。

なお、いじめと認知した事案については、年２回開催のいじめ問題対策連絡協議会において関係機関との情報共有を徹底し、連携を図っているところであります。

次に、発生の要因・原因についてですが、大きく区分すると個人的要因と環境的要因があり、個人的要因としては、いじめを行う児童・生徒が人間関係や学校生活、家庭生活等に不満やストレスを抱えており、その解消手段として他の児童・生徒を攻撃することが原因と考えております。

また、環境的要因としては、児童・生徒が所属する学級・学校において教師の目が行き届かない、多様性が尊重されない、ルールが共有されない状態となっている場合などに、特定の児童・生徒が排除されたりいじめが発生しやすくなったりすると考えております。

次に、指導後の状況についてですが、児童・生徒に対し、継続的に指導することで状況が改善していることを確認しておりますが、さらに、学校では、改善後も必要に応じて個別対応や保護者との連携を行い、再発防止に努めております。

次に、２点目、不登校の現状と対策のうち、小中学校におけるそれぞれの現状と対策についてですが、今年１０月末現在の不登校数は、小学校９名、中学校２１名の合計３０名となっており、これは、昨年度の同時期と比較し１名の増加であり、全国と同様に増加傾向となっております。

不登校への対策としては、さきの第３回議会定例会の一般質問で岩佐孝子議員にお答えいたしましたとおり、学校では、日頃から授業や諸活動を通して行きたくなる学級・学校づくりに注力するとともに、個々の状況を把握するために、教職員による観察だけでなく心の健康調査やアンケート調査を実施し、不登校に至る前に、児童・生徒の異変にできるだけ早く気づくよう努めております。

また、児童・生徒に何かしら異変が見られる場合、あるいは、休み始めた段階から、教職員のほかスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による本人及び保

護者との相談や支援を行いますが、深刻化した場合には、ケアハウスのほか、中学校の場合は、校内に設置している学び支援教室等の教室外の居場所で過ごせるようにしながら教室復帰を支援しているところであります。

次に、発生の要因・原因についてですが、生徒同士のトラブル、対人不安、スマートフォンやゲームの影響による生活リズムの乱れや体の不調、家庭環境など、様々な要因が複合的に絡み合っていると捉えており、これらの要因が重なることで学校への適応が困難となり、登校を避ける、あるいは登校できなくなることが原因になっていると考えております。また、近年の不登校急増の背景にはコロナ禍の影響もあると言われており、それも要因の一つと考えております。

次に、指導後の状況についてですが、先ほどお答えいたしました対応により不登校が改善し、教室復帰した例もありますが、特に中学校での不登校は、小学校時代からその傾向が見られるケースが多く、改善に時間を要する場合が少なくないのが実情であります。学校においては、児童・生徒の将来的な社会生活への適応を念頭に、保護者を含めた支援について継続して取り組んでいることから、教育委員会といたしましても、こうした学校の取組と関係機関との連携を図りながら、不登校の未然防止及び改善に引き続き努めてまいります。

次に、３点目、町民バス利用の通学のうち現状把握についてですが、現在、町内各小学校の通学手段としては、徒歩による通学や、学校から一定の距離があれば自転車通学を許可しているところでありますが、学年や通学距離等を考慮し、町民バスを利用させている家庭が一定数あることについては、学校を通じて把握しております。また、保護者の送迎については、雨天時や荷物が多くなった場合、さらには、より安全面を確保したいという保護者の判断により、各家庭で対応している状況であります。

なお、この点について、現時点では、体系的な状況把握は行っておりませんが、児童・生徒の通学については、安全確保が重要であると考えることから、必要に応じて状況把握に努めてまいります。

以上でございます。

議　長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は１１時２０分であります。

午前１１時１０分　休　憩

午前１１時２０分　再　開

議　長（菊地康彦君）再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議　長（菊地康彦君）１２番伊藤貞悦君の再質問を許します。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。まず、公共施設からペーパータオルが除去されたその理由の中に、回答では、ハンドドライヤーの使用を控えるよう通達があったというふうなことで、そのために、それまで一時的にペーパータオルを利用していたものをまた元に戻したとありますが、いわゆるハンドドライヤーというのは何かというと、結局、考え方によっては、全然違った考え方ができるのではないか。いわゆるコロナ感染症が流行した際、ウイルスの飛散防止のために、その目的を達するためにハンドドライヤーを控えたとい

うふうなことが大前提にあったのではないかと私は考えるわけですが、また、そのハンドタオルを、いわゆるハンドドライヤーを使えるということは、元に戻ってウイルスを飛散させてるだけで、全然この効果とか予防には、ならないのではないかと思うんですが、そのことについて、具体的に考察されてこのようなことに至ったのかどうかについてお伺いをいたします。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。今ですね、伊藤議員がおっしゃったように、私、先ほどお答えしましたが、その理由としてはですね、コロナウイルス感染症が流行したときにですね、コロナウイルスのどうしても菌が強いといいますか、感染力が強いということもありまして、ハンドドライヤーの使用を控えるようにということになりました。それで、トイレにあったハンドドライヤーが使えなくなりましたので、その代わりにペーパータオルを設置するというようなことになりました。それがですね、コロナウイルス感染症が５類に変更になってその辺が緩和されましたので、ペーパータオルを取って、元に戻してドライヤーを使えるようにしたということになります。

　その辺の状況についてはですね、私としては、専門家ではありませんので、医学的な部分でね、どれだけの感染力に対してのドライヤーの使っていい悪いとかそういうところについては、私としては、ちょっとこの辺では分からないんですけれども、町としてその効果がどうのと検証したかということであれば、ドライヤーとペーパータオルでの効果といいますかね、言われれば、多少なりとも同じようにほかの菌もということではあると思うんですが、多分その辺は、町としてはね、国からの指示を信用してドライヤーが使っていいということであったので、二重の策ということは取らずにですね、元に戻してペーパータオルを外したというふうな状況になります。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。それでは、まず、公共施設の関係から参りますと、公共施設は、手洗い、洗面場とトイレは別ですよね。その際、いわゆるトイレから出てきて一番最初に何をするかというと、手を洗うんだと思います。手を洗ったら何を普通するかというと、ペーパータオルとかハンカチとかで手を拭く。または、ハンドドライヤーがあれば、そのまま、濡れたまま行って乾かすというふうな順番だというふうに考えるわけですが、果たしてそのような順番でいったときに、本当に除菌ジェルのほうが私は効果があるんじゃないかと思っているわけです。ですので、それをこのように変えたときに、何か意図的なことがあって変えたのか、それとも単なる通達で変えたのか、そのことについて、再度、確認をいたします。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。そのことについては、担当課長のほうからお答えいたします。

健康推進課長（渡辺卓臣君）はい、議長。お答えいたします。

　まず、今ご指摘の件なんですけれども、手洗いの際のですね、除菌については、お話がありましたとおり、まずは石けん等による手洗いですね、流水による手洗いというのが基本でございます。その後ですね、順番的には、ハンカチ等で手を拭くということなんですけれども、感染症対策としてはですね、やはり手を洗うという流水の手洗いのほうで除菌というのが、大半がまず行われるということで、国のほうでもですね、そこは科学的な根拠を持って示しておりますので、コロナ禍においてはですね、もう万々が一の感染、接触による感染というところまで気を遣わなければならないということで、ハンドドライヤーとか不特定多数の方がですね、共通で使うような器具についてもですね、より厳重に対策を講じたところなんですけれども、先ほど町長から答弁したとおりです

ね、５類感染症に移行してですね、平時の対応に戻ったということで、そこは、通常どおりの対応ということに戻ったということでございます。

以上でございます。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。そして、その際に、回答では、感染の流行状況を見ながら適切に対応してまいりますとありますが、現在の感染状況を見ると、また増えているのかなと私は感じたわけですが、今後、このような状況下の下でどういうふうな対応をしていくのか、そのことについてお伺いします。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長のほうからお答えいたします。

健康推進課長（渡辺卓臣君）はい、議長。お答えいたします。

こちらの意図はですね、基本的なこの感染症対策につきましては、国のほうの指針に基づき対応しているところでございます。繰り返しになりますけれども、現在のほうの感染症対策につきましてはですね、コロナ蔓延時のような対応ではないことから、現状では通常どおりの対応という形になりますが、現在ですと新型インフルエンザ等が蔓延してますので、普及啓発等は町ホームページ等を通じて行うようにしますが、それ以上の対応というのはですね、国のほうの対応に基づいて町としても対応していくということでございます。

以上でございます。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。大体、方法、方向性は分かりました。その際、いわゆるハンドタオル等々を撤去するときに、町民に対する自己管理意識の啓蒙とか醸成というふうなことを図ったのか。もし図ったとすれば、それはどういうふうな方法でやったのか。やってないとすれば、今後、そのことについて、公共施設からこういうものがなくしました、自己管理ですよというふうなことを徹底していく考えなのかどうかについてお伺いします。

健康推進課長（渡辺卓臣君）はい、議長。町としてですね、そのことについて、特段ですね、周知等を行っているわけではありませんが、国のほうからはですね、感染症とかインフルエンザ等の流行時期にはですね、あくまでその個人の判断にはなるんですが、コロナ禍のような３密対策であるとかですね、症状が出てる場合のせきエチケットとかそういったことについては、お願いという形にはなりますが、引き続き徹底していただくようにということでの周知はしているところであります。

以上です。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。町民に対することについては、今後、検討していっていただければと思います。

続いてですね、ウの学校関係について、その状況についてお伺いしますが、いわゆる町の公共施設と学校の施設では、基本的に造り方が違っているのではないか。どういうふうに違っているかというと、いわゆるトイレと手洗い洗面場は、別の場所にあるのではないか。学校では、いわゆる手洗い石けんとか除菌ジェルというのは、どこに設置しているかというと、いわゆる洗面場にあることが多いと思われますが、そこには、子供たちは手洗い、うがいというふうなことを昔から言われているわけですが、手を洗ったら、じゃあどうやってそれを拭いているのかというと、自分が持ってきているハンカチだろうと思いますが、それで私は十分ではない。結局、何回も行って手を洗い、学校では手洗いを奨励しているわけですから、であれば一番衛生的なのは、ティッシュがあっ

たりペーパーがあるもので拭いてごみ箱に捨てるのが一番衛生的ではないかと思うわけですが、何で学校からそれをなくしてしまったのか、そこのことについてちょっとお伺いをしたいと思います。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。基本的な事項につきましては、先ほど課長が申したとおり、同じような学校での取扱いになりますが、５類に移行したということで、学校についても、衛生上、個人的な部分でハンカチを使っての手を拭くということになっております。そちらで対応して、今のところティッシュ等は置いてない。そのティッシュ等をですね、今度、処理する場合の何ですか、処理するためのことも発生したりとかですね、教員に負担がかかるということと、あと、そのティッシュがですね、菌などがあって、それがまた別のですね、感染にかかるということもありますので、そちらはご理解いただければと思います。

　以上でございます。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。現在ですね、小学校とか中学校、それから保育所、幼稚園等でインフルエンザが大分流行してるというふうなことを聞いて、今、質問をしているわけですが、やはり個人の判断だけ、大人はともかく子供までそれをね、自己判断させてというふうなことではなくて、できることであれば、多少は手を拭くタオルとか、ペーパータオルとか何かについては、多少の準備はしておいてほしいなというふうなことを要望しております。

　次に移ります。

　公共施設等のトイレの除菌ティッシュや便座シート、暖房便座、ウォシュレットについて回答がありました。公共施設、新しいところは、大体これは導入されているというふうなことですが、学校関係を見ると、それではないところが大分あるように見受けられます。特に、子供たちが我慢をしてうちに帰ってからトイレを利用するというふうなことは、私は避けたいと思うわけです。何で学校のトイレを使わないのかというふうなことを聞いたり考えたりしてみますと、やっぱり不特定多数の人たちが使って嫌だというふうな、そういうふうな意識もあるだろうと思います。結局、その際、どうすればそれをクリアできるかというと、除菌ティッシュとかタオルを各トイレに設置しておけば、それを拭いて、その後に除菌便座というか便座シートを置けば、男の子たちも女の子たちも使えるのではないかと考えてみたわけです。特にそういうふうなことをやる必要があるかどうかというふうなことを考えたときに、やっぱり一日っていうか半日でも我慢して、うちに帰るまで我慢するっていうことは、いわゆる精神的にも肉体的にもやっぱりいろんな障害が起きてくる可能性があると思われる観点から、今、聞いているわけですが、このことについて、教育長はどのようにお考えでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。子供たちがですね、学校でトイレをするのを我慢してっていうことは、あり得ることだと思うんですが、以前ですと和式と洋式の違いで、洋式化されて、うちでは洋式になってて、でも学校では和式だから、ちょっと学校でするのを遠慮するということがあり、これは全国的にですね、学校トイレの洋式化というのが進められてきたところです。町内の学校でも、全てが洋式ということではなく和式を残しているところもありますが、ほぼ各学校は洋式にしている。

　ただ、議員がおっしゃるようなことで、衛生的なことから我慢して使わないというふうなことについては、申し訳ないんですが私自身は、そのようなことで我慢して使わな

いっていうことについては、ちょっと聞いておりません。学校のですね、トイレあるいはその他のことについて、あと、担当課長のほうから状況をお答えいたします。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。児童・生徒が学校のトイレを使えないというような状況について、学校のほうには確認しておりまして、一番大きな部分については、恥ずかしさということがあります。年齢的にですね、やっぱり気になる年ではございますので、友達から見られるとかそういったところをですね、恥ずかしさとして訴えているということと、家のトイレが落ち着くということもあります。あと、先ほど洋式化したっていうことなんですけれども、洋式化によって、今度は便座のほうに座るか座らないかっていう問題もありまして、そのために和式も各学校には残しているというような状況にあります。

以上でございます。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。各学校のですね、いわゆる男性と女性を比較した場合、女性のほうの用便時間が長くなると思われるわけですが、男性と女性のトイレの数の比較とかそういうふうなことは、なさったことはあるのかどうか、お伺いします。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。洋式化の数の比較でございますけれども、細かく数の比較は、各学校に確認してはございまして、ここで全部をちょっと申し上げることはできませんので、全体的な部分でいきますと、ただ、男性と女性別に分けてございませんので、全体で洋式化は７４パーセントになっていて、暖房便座、温水等もですね、ついているという状況を確認しております。

以上でございます。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。了解をいたしました。トイレについては、やはり多感な子供たち、精神的な状況もあると思いますので、今後、適切に対処、指導していっていただければと思います。

（２）の蔓延防止対策についてに移ります。

以前に児童・生徒を含めた乳幼児が利用できるようにですね、マスクというのを配ってというかおったわけですが、現在の状況を見ましたら、また季節性インフルエンザ等々が増加しております。このようなときに、集団生活をしているような場所には、多少ですね、マスクを配置しておく、それで未然防止というふうなことを考えられないかどうかについてお伺いします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。担当課長から答弁させます。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。マスクのほうにつきましては、基本的には、各家庭、子供、児童・生徒のほうに持たせるということになっておりまして、実際、その子が忘れた場合などには、学校で配布するというような形で今は行っております。ただ、一概に全員に配るということはやっておりません。

以上でございます。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。忘れた際のいわゆる予備というふうな考えだろうと思いますが、それは、例えば各教室に配置されているのか、それとも担当とか担任の先生が持ってて、申出をすると頂けるのか、その辺についてはいかがなものか。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。私が把握している中でいきますと、学校の担任にですね、申し出ていただくというような形になります。

以上でございます。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。もう一度、ここのところは確認をしておきたいと思いますが、コロナとか季節性インフルエンザは、必要に応じ個人が対応するというふうなことは大前提なわけですが、集団の場となったら、やはり公衆衛生上、ある程度、学校とか教育委員会とかっていうふうな組織で考えていってもいいのではないか。例えば今日ここの議場にいる方もみんな大人ですので、マスクをしている方、そうでない方というふうに分かれるわけですね。というふうなことを考えたときに、学校では、いわゆる子供たちが判断できるかどうかというふうなことを考えたときに、教室に１箱ずつでも置けば、もっと気兼ねなく利用できたりなんかできるのではないかと、そのような配慮をするのが、いわゆる学校とかの在り方ではないかと私は思うんですが、そのことについて、町長と教育長の見解を伺います。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。先ほど来ですね、お答えしているとおり、基本的には、今、コロナも５類ということもあってですね、国のいろいろな指針なんかも勘案した上で、個人の判断というふうにはなっております。ただ、今、伊藤議員がおっしゃったようにですね、各施設、学校に限らずですけども、何かあったときのために予備として置いておいたらいいんではないのかと、それが配慮するのは、特に学校なんかの場合だと、そういう配慮するのがいいんではないかというふうなご質問だと思います。配慮できるように、先ほど教育総務課長のほうからもあったようにですね、忘れてきた子に対しては、渡せるように学校としても準備はしてます。その判断、子供はできないだろうということなんですが、家庭のほうで判断をして、子供にマスクをするかしないかというのは、多分決めてるのかなとは思うんですけれども、その辺についてもですね、今後、しっかりとこちらとしても話合いをして、どういう方向がね、適切なのか、その辺を考慮して、どの程度までね、マスクとかペーパータオルとかそういうものを配備するべきなのか、一応それなりに町としても各施設にですね、ジェルなりなんなり配備しているところもありますので、その辺をもう一度ですね、ちゃんと確認をして、見直すところは見直すということで考えられればというふうには思います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今、町長が答弁したことで、基本的には、私も同じかなとは思うんですが、ただ、基本的に、最初に町長が答弁したように、これは、個人的な判断がまず主だろうと私は思います。それは小中学生に関しても同じで、蔓延していない、インフルエンザがあまり流行していないっていう状況の中で、みんなでマスクしなきゃいけないっていうふうになることはないと思うんですが、やはりみんなに配ってマスクしようねっていうことが、逆に、子供たちにマスク着用を強制するような場合も考えられなくはありませんので、やはりそこは、例えば中学生だったら自分でマスクするかしないかというのは、十分考えられると思います。あと、小学校の低学年であれば、家庭でマスクをさせるということが、親御さんの判断でできることではないかなと。ですから学校としては、忘れたので、あるいは、やっぱりみんなでしたほうがいいかな、そういうはやり具合かなっていうときに予備の分を配布する、そういうような対応で私はいいんではないかなというふうに考えます。

以上です。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。了解しました。

次に移ってまいります。

（２）のコロナと季節性インフルエンザの蔓延防止対策についてでございますが、手

洗いとうがいは、非常に重要で大事なことでありますが、これだけでは、やはり十分ではないって考えて、今、マスク等々のことについて話をしてきましたが、次は、予防接種のことについてでございます。予防接種については、希望者へは、ある程度、支援をしながら進めてきておりますが、この拡充について考えているか、または、考えられないのかどうかについてお伺いをいたします。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長のほうからお答えをいたします。

健康推進課長（渡辺卓臣君）はい、議長。お答えいたします。

１回目の答弁でですね、町長のほうからも申し上げておりますが、こちら予防接種の関係につきましてはですね、町のほうで定期接種の一部費用助成であるとかですね、子育て世帯を中心にではありますが、費用の助成等を行っている現状にあります。ただ、こちらのほうのですね、医療的な部分につきましては、答弁の最後のほうでも申し上げておりますが、どうしてもやはり関係する医師会であるとか、当然その構成自治体である亘理町、そういったところとの調整もしながらですね、あと、もちろんそれを実施するためには、それなりの費用等もかかってまいりますんで、その辺はですね、全体的な視点で検討していく必要があるのではないかとは思います。

以上でございます。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。了解でございます。

それでは、続きまして、児童・生徒の学校生活……

議　長（菊地康彦君）伊藤さん、大綱２に入りますか。（「はい」の声あり）では、ちょっとここで暫時休憩させていただきます。（「了解です」の声あり）

議　長（菊地康彦君）では、この際、暫時休憩といたします。再開は１３時１０分であります。

午前１１時４９分　休　憩

午後　１時１０分　再　開

議　長（菊地康彦君）再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議　長（菊地康彦君）１２番伊藤貞悦君の再質問を許します。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。それでは、大綱２のほうに移って再質問をしてまいります。

まず最初に、小学校、中学校の学校生活状況の中で、いじめについてから取り上げていきたいと思いますが、今年の１０月末現在で小学校６件、中学校４件の計１０件となっているとありますが、このことについて、まず小学校についてでございますが、６件の中で、これは学年、男女の内訳は話すことができるかどうか。もしできなければ別の質問をします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。そこの具体例まで数値として準備はしておりませんでした。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。とすると、続けて聞きますが、小学校は４つあるわけですが、その格差はあるのか。偏りというふうな捉え方でお聞きしたいと思いますが、そのことについてはいかがでしょう。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。偏りといいますか、いじめに関しては、年によってその学校での認知の数というのは、はっきり言ってばらばらです。どこの学校が多いとか少ないと

か、全体的なものを通して見ているわけではないんですけども、特に偏りがあるという状況にはないと思っております。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。関連して、そのことにいわゆる偏りはないというふうなことですが、じゃあ時期の偏りはどうなのか。学年の始まりとか休み明け等々とかですね、そういうふうな具体的なことが分かれば教えてください。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今のご質問に関しても、特にこの時期に発生しやすいとかそういうことはないかなと。例えば、答弁でお答えをしましたが、１０月末現在で小学校６件、中学校４件ということですけれども、昨年よりは６件の増加と。ただ、昨年の状況を見ますと、昨年より随分増えてるかなという感じはありますが、昨年は年間を通して全体で８件ということで、時期的には、何というんですかね、後半だから多くなるとか、前半だから多いとか、そういうことはないかなというふうに思います。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。回答書の中に月１回のアンケートを取っていると、それから、タブレットを使って心の健康調査を実施しているというふうな回答がありましたが、このアンケートまたはタブレットを使用しての効果とか何かについては、過去と比較して大分大きく違ってきてるのかどうかについて伺います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。アンケートに関しては、ずっと以前から各学校で月１回は、生活に関するアンケートということで、子供たちの声を拾えるようにということでやっております。今もやっておるんですが、そこで子供たち本人からいろんな訴えが出る場合、いじめに関して訴えが出る場合もあれば、友達がですね、あの子がちょっといじめられてるようだという、そういう情報を寄せてくる場合もあります。それによっての情報の取得っていうのは、ある程度の効果があるかなと。

ただ、一方で、タブレットを使っての心の健康調査に関しては、昨年度から各学校で導入をするようにしました。それはなぜかというと、アンケートを取るときに、紙に子供たちがいろいろ書くわけですね、設問に応じて。そこで鉛筆を持って長々と書いてるっていうことが周りから見えるわけですね。そうすると、あの子、何か書いたんだなっていうふうなことで、子供たちがちょっとその書いたことに関する周りの目を気にする、あるいは、書いた後に、あの子が書いて、次、誰かが指導されたんじゃないかとか話聞かれたんじゃないかというふうになりがちなので、子供たちが本当は訴えたいんだけどもアンケートでは訴えにくい。タブレットを活用というのは、結局、タブレットの設問に皆同じように答えるということで、紙による記述よりは子供たちの声が拾いやすい。

その設問に関して、あとは課長のほうから答弁させます。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。タブレット使用の設問の内容でございますけれども、設問は、タブレットをタップすることで回答を得られるということで有効かということでなってますが、その中には、今日の体調はどうですか、これは普通どおりなんですけども、あと、心の状態を天気で表したりしています。今日の心の天気はということで聞いております。あとは、教師への相談ということで、先生に何か相談したいことがあるかないかでタップします。あとは誰かに相談したいか、そのほかの方に相談するということも、それもあるかないかでタップします。あと、相談内容について自由記載というところがありますけど、そこは飛ばしてもいいですし、入れる子もいるということになります。この５問でですね、心の健康調査を行っているところでございます。

以上でございます。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。このアンケートとか調査については、小学校も中学校も同じようにやっているのかどうかについて伺います。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。アンケート調査につきましては、小中、同じようにやっております。ただ、タブレットについては小学校が行っていて、中学校については、今、導入を検討中ということになっています。

以上でございます。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。回答書の中にいじめ問題対策連絡協議会という組織の名前が書いてありますが、この対策連絡協議会には、具体的に警察関係とかその他の組織も入っているのか、いわゆる町内だけ、学校内だけの組織なのか、そのことについてお伺いします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。構成のですね、メンバーに関しては、町外関係機関の方々にもお願いして加わっております。具体のことについては、課長から答弁させます。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。いじめ問題対策連絡協議会の委員の構成メンバーでございますけれども、関係行政機関といたしまして中央児童相談所、あとは法務局、亘理警察署、あとは関係する課長ということになります。あとは児童・生徒の保護者、これはＰＴＡ関係になります。あと各学校の教職員ですね。校長または主幹教諭と、あと生徒指導主事、あと、その他、教育委員会が必要と認める者としましては、主任児童委員、あとは教育相談員、スクールソーシャルワーカーなどが含まれてございます。

以上でございます。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。この年２回開催の連絡協議会は、各学校には組織されているかどうか。これは、今のは、各学校に組織されているものですか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今、課長が申し上げた答弁のですね、協議会に関しては、町で設置している町内全体の問題対策協議会ということですが、学校では、それぞれいじめ問題対策委員会とかいじめ防止対策委員会というのを設置しておりまして、ここには学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの委員の代表の方とか、区長さんの代表の方とか、民生児童委員、ＰＴＡ代表の方、それに警察の方などに加わってもらっている状況です。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。そのことに関して、いじめに関してですね、校内だけで処理できている事案と、それから別のところまで大きくなってしまった事案というのは、我が町にはあるのかどうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。いじめの問題に関しては、基本、学校で対応していきますけれども、ちょっとその問題が深刻化している場合に関しては、外部の方にも関わってそのいじめの状況に関して検証したり、今後に向けての対策を協議したりということは、実際、行っております。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。続いてですね、回答の中には、発生の要因・原因の中で、大きく分けると個人的要因と環境的要因があるんだというふうなことを回答されてます。それで、個人的要因の中においては、被害者と加害者というふうに分類できると思うわけですが、個人的要因の強いほうは、やはり加害者のほうなのか、被害者のほうなのか、そこの辺りは分類しておりますでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。答弁の中で個人的要因ということでお答えしましたことについては、特に加害的な立場の子が、いわゆるいろんなストレスや不満を抱えて、それを他

者に対して攻撃する攻撃的な行為、これは言動も含みますけれども、そういう行為に走るということでお答えしております。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。いじめの最後に、特定の児童・生徒が排除されたりというふうなことがありますが、この特定というのは、被害者は複数なのか単数なのか、それがいわゆる継続されているのかどうかについてお伺いします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。答弁でお答えした環境的な要因ということに関しては、落ち着きがない学級あるいは学校全体が､昔の言い方で言うと荒れているような状況の場合に、ちょっと簡単に言えば、おとなしい感じの子に対して少し元気のいい子がですね、からかいやら悪口やら、それがだんだんエスカレートして暴力的な行為に走ったり、あるいは、金品の強要に走ったりということが起こりやすいだろうということでお答えしたので、実際、今、そういうことがあって云々ということではないということでご理解ください。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。続いて、不登校について再質問をいたします。

この不登校については、３０年ぐらい前から現象的に起きてきたことですが、３０年ぐらい前は、不ではなくて登校拒否というふうな呼び方をされて、これが不登校に変わってきているわけですが、いわゆる先ほど話があった小学生９名、中学生２１名の３０名は、これは不なのか否なのか、いわゆる拒否なのかどうなのか、その辺の分析はされてるでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。分類としてですね、不なのか否なのかということで、そこまでのことは、ちょっとこちら分析はしていません。ただですね、本当に学校になかなか行けない子供が出てきたとき、最初は登校拒否というような言葉で言われていました。それが不登校、要するに学校に行っていないという言い方に変わり、否登校という意味合いも含めてのものだと思うんですけども、このことについてはですね、平成２８年に国のほうで通知を出しまして、不登校は誰にでも起こり得ると。そして、いろんな要因・原因から不登校状態になっているので問題行動ではないと。いろんな調査の上では、問題行動の一つとして不登校の調査が項目として入ってはいるんですけども､現状ですね、その学校に行っていないという状態に関しては、問題行動ではないというふうな捉え方が今は基本になっておりまして、ご承知だと思いますが、昨年度は３５万人まで不登校の子が増えたと。その前は３４万人ということでいましたが、そういうような状態の中で、学校として目指すべきは、学校に行っていないっていう状態が引き続きにならないように、要するに大人になってもですね、ひきこもりのような状態にならないように、将来的に、社会的に自立した生活ができるように、その学校に在籍している間、できるだけのサポートをするというふうなことで、基本的な、今は、考え方と対応ということになっています。

以上です。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。我が町の現在は、小学生９名、中学生２１名の３０名ですが、この３０名の男女比ってのは分かりますでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。特に男女比というのをこちらで確認して押さえてはおりません。学年の違いといいますか学年のことについては、押さえてはありますけれども、その辺の分析といいますか細かいところについては、今日は持ち合わせておりません。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。それからですね、学校の格差はあるのかどうか。例えばこちら

方面、海側からの生徒のほうが数が多いとか、いろんな分析の仕方によってそういうふうなことが顕著に表れてくることもあると思われるわけですが、そのような分析はしているのかどうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今のお話、特に中学校は１つですので小学校に関してのことだと思うんですけれども、ちょっとやっぱり人数少なめの学校のほうが不登校の数としては、少ないかなというのはありますけれども、ただ、これもやっぱり年によって違いますので、学校傾向として不登校が多いとか少ないとかっていうのは、ちょっと断定的には言えないかなと思います。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。もう一つ伺いますが、不登校の始まった時期っていうのは、トータルして学校で調べているかと。例えば学年の初めとかから始まったとか、夏休み明けに始まったとかっていうふうな分析はしているかどうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。これもやっぱり時期的にいつから不登校が始まりやすいかっていうのは、特に傾向があるとは言えないかなと。やはり例えば小学校に入って低学年の場合、幼稚園、保育所から学校に入るということそのものが、生活環境が大きく変わりますので、小学校入学段階でちょっと学校に行きにくい、行けないと。あるいは、これは想像しやすいと思うんですが、親御さんから離れたくないというようなことで学校に行けないっていうお子さんがいたりもします。あとは、大きな節目としては、小学校から中学校に上がったときの、一般的に中１ギャップというふうに言われていますけれども、そこら辺でのちょっと学校に行きにくくなるきっかけの節目みたいなのはあるかなと思いますが、年間通して特にっていうのはないかなと。ただ、やはり生活、４月にスタートしてある程度の時間が過ぎたところで、何かのきっかけで、それが行事であったり、夏休みとか長期休業であったり、その辺を機会に休み始めるという傾向は、ちょっとあるかなというふうには思います。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。もう一点お尋ねしますが、中学生の２１名の不登校というのは、分母から比べたら大きいのかなと。いわゆる２００分の２１ですよね。小学生はもっといるわけで９名ですので、この中身とか要因とかそういうふうなことについては、何か理由とか分析してることがあるのかどうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。この今のご質問に関しては、前の議会のときに岩佐孝子議員にもちょっとお答えしたんですが、何年間かのデータの累積があるんですけども、答弁でお話ししましたように、ここ数年前のですね、コロナ禍の時期を境にして、本町では、小学校、中学校の不登校の数は増えています。ざっと申し上げますと、平成の後半に関しては、小学校４つがあっても全体で二、三人の不登校、中学校は、山下中、坂元中の２校状態だったんですが、２校合わせて１０人から１１人、平成の終わりにですね、２９年、３０年になりますと、小学校は、二、三人は変わらないんですが、中学校がちょっと１０人台の後半に入ってきて、令和に入りまして、令和の３年まで小学校が微増と、少しずつ増えていきまして、中学校も１０人台の後半が続いたと。今のように小学校が１０人台以上、それから中学校が２０人台以上というのは、令和４年からこういう状態になりました。それで、先ほどちょっとやっぱりコロナ禍っていうのが、影響が大きかったかなというふうに私のほうでは捉えているわけですけども、あと、中学校の数が多いのは、小学校が増えれば必然的に、小学校時代に不登校が改善されれば別なんですけども、それが中学校に行っても引きずるとなれば、中学校のですね、不登校の数はやは

り多くなると。ですから、小学校のほうが減るようになると、中学校の数も減ってくるんではないかなというふうには考えているところです。

以上です。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。回答されました３０名の中で、いわゆるケアハウスに出ているって、通ってる生徒は、この数ではないわけですね。それ以外の子供たちは、現在どういうふうな日常生活を送っているのか。そのことについては調べているのかどうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。全体的なことでお話を、ケアハウスに行ってる子供の数が何人かっていうのは、あと課長のほうから答弁させますが、不登校というふうにカウントされている子は、基本的に年間３０日以上休むと不登校となります。３０日以上ということは、毎日休んでるっていうことではないんですね。休みの累積が３０日を超すと不登校というふうに数えられると。

私のほうで調べたんですが、町内の今の不登校の子供の中で、全く学校に来ていないと、４月から一日も来てないっていう子は１人です。それから３０日以上ということに限らず９０日以上になっている子が全体小中合わせて１０人います。それ以外は３０日以上の休みということで、中にはケアハウスに行ってる子もいますし、あとは、ケアハウスに行きながら学校にも行ってるって子がいます。ケアハウスに行かずに学校に時々行くという子もいます。これに関しては、その子供たちの状態は、例えば３０人という数が皆同じかっていうと、やっぱりみんなばらばらでいろんなケースがあります。先ほど言いましたように、全く学校に来ていないっていう子は１人であって、そのほかの子たちは、何日かでも学校に足を運んでいるということです。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。ケアハウスを利用している人数につきましては、９人っていうことになりますが、実際に学校に通えないということで６人と、あと、学校の学び支援教室を利用しながら３人がケアハウスを併用しているような状態にあります。

以上でございます。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。３０人は、小学生もいれば中学生もいる、いわゆる学校も違うというふうな形になると思いますが、それぞれ学校では担任がいたり指導者がいるわけですが、とすると、学校側の負担も結構大きくなってきますよね。ケアハウスにはケアハウス専任の職員がいても、そこだけではなくてやはり学校に所属をしてるわけですから、その際にいわゆるフォローとかアフター的な何か、その学校について、教育委員会として支援策とかなんとかっていうふうなことは講じているのかどうか、そのことについて伺います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。まず、ケアハウスに関しては、ケアハウスに町で雇用した形のですね、職員がいるんですけども、ケアハウスにいるだけでなく中学校にも行き、両方で休みがちの子供たちの対応ですね、ケアハウスから学校に通うようになったという子供に対して、中学校でもほかの教員と一緒になって対応するということをまずしております。

あと、中学校に関しては、答弁でもお話ししましたが、学び支援教室という別室を用意していまして、これに関しては、県の施策でこういう教室を設けていいという学校には、それに対応する職員を、教員をですね、１人配置してもらっていますので、基本的に中学校のほうでは、その学び支援教室専任の教員がいて、ただ、いろんな教科がありますので、ほかの教員がその教科の授業で入れ代わり立ち代わり指導するということを

やっております。

小学校に関しては、中学校のような公的な別室っていうのがなくて、やはりいろんなケースがありますので、保健室に行って養護の先生と一緒に過ごす。あるいは、そこに担任が行ってちょっと勉強に近いようなことをやる。あるいは、保健室とはまた違う空いている教室を使って、小学校の場合は、担任がそこに行くっていうのは、なかなか授業の関係で難しいので、養護教諭であったり授業のない教務主任であったり、場合によっては教頭が対応していろんな指導支援をするということをやっております。教育委員会としては、不登校に対応するような人の手当てっていうのは、特にはしていないんですが、特別支援の関係の支援員を配置していますので、学校のほうでは、それをうまく活用して不登校の対応にも生かしているということは聞いております。

以上です。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。この不登校の発生の要因とか原因についてですね、いろんなことが考えられるわけですが、回答の中には、スマートフォンやゲームの影響でいわゆる生活の乱れがあると。生活の乱れは、学校の責任なのか家庭の責任なのかと言われると、やはり家庭の責任というふうなことを言わざるを得ないというふうなことになると思いますが、そのような状況を学校側とか教育委員会では、家庭に対してどういうふうに、今後、指導していく方向性があるのかどうかについて伺います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。基本的にはですね、学校に来ている子も来ていない子にも、町として３つの約束という、家庭学習への取組とか睡眠の確保とか、あとはゲーム、スマホのですね、使用時間とか約束事を決めて、小学生であれば1時間以内とか、中学生もですかね、何時までに終わらせるようにということを、基本的なことを約束事として子供たちに指導し、家庭にもそれに対するサポート、協力をお願いしているところですが、やはりご家庭もいろいろありますし、家庭の状況にも違いがありますので、そのことがなかなか徹底できない、子供１人を見ていったときにちょっと徹底できてないかなっていうケースは実際あります。それを改善していくっていうことに関しては、家庭との連携で粘り強くそういうところまでちゃんと見ていただきたいということをお願いし続けていくことかなと思っております。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。改善策ってなかなか難しいと思われますが、教育委員会のほうでは、３つの約束の中にスマホを１時間というふうな約束事がありますが、このことについて、具体的に調査したり何かしたことはありますでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。町としてですね、別途、みのりプロジェクトという学校の教育活動を充実させる取組をしてるんですが、そこの中で、知・徳・体ということで、子供たちの体とか生活に関する取組を充実させようという部会を持ってるんですが、あそこのほうで、各学校の養護教諭と連携をして子供たちの睡眠時間の調査とか、あるいは、今お話のあったゲーム、スマホの使用時間の調査とか、そういうことは行っております。そのデータを基にしながら家庭にですね、そのデータをフィードバックするように協力を改めてお願いするというような動きは取っております。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。いわゆる学校で不登校に陥った子供たちの指導をしていると思うんですが、指導後にですね、状況が改善するまたは改善した、それから改善できなくてと、それ以前に、先ほども話しましたように、ありましたように、１日も出てきてないというふうな子供もいるわけですね。とすると、学校の教育の範疇を超えてるような

気がするわけですが､いわゆる何かいい策はないのかなんて言ってもなかなかないとは、っていうかできないと思うわけですが、結局、指導をして改善した、またはしない、今後、どういうふうにしていくのか、町としてその方向性とか考えはあるのかどうかについて伺います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。先ほどの答弁にもつながっていくかと思うんですが、とにかく小学校、中学校にいるうちは、学校、それから教育委員会もですね、学校に来れるようにというサポートを、あるいは働きかけをずっと続けていきます。仮にそれでどこの時期から不登校になったか､いろいろケースはありますけれども､中学校卒業のときには、進路の選択っていうのがありまして､中学校卒業後にどうするかということが､これは、各家庭、各生徒にとって切実な問題として出てくるわけですね。この点に関しては、学校に来ていない、来れてない子供であっても何かしらの進路選択をし、その方向で中学校卒業後の生活が決まる形で大体卒業できています。先ほどお話ししたように、それで高校に行けるようになって、高校で不登校が改善するっていうケースもありますし、高校入学して、またやはり休みがちになるっていうケースもあり、これもやはりいろんなケースがあるんですけども、とにかく中学校最終段階では、中学校卒業に当たって、その後の子供のよりよい生活ができるようにという進路相談を積み重ねて進路希望を実現させる。その進路が決まる段階でも学校に来れてなくても、受験ができて進路選択が決まれば次のことが考えられますので、そういうところでサポートし続けていくと。なかなかやはり改善は容易でないっていうケースもありますので、そのことは、とにかく努力を続けていくっていうことかなというふうに思います。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。近隣の市町村では、この不登校だけではないんですが、そのようなことから転校というか、他の市町村へ住所を移さないで移ってったというふうな例もあります。住所を移して転校したというふうな例も、私、聞いてます。そういうふうなことは、我が町ではあるのかどうか、あったのかどうかについて伺います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。具体個別の話になりますけれども、大きな話でいうと、ここにいて学校に通うのが大変なのでほかに変わりますという例は、ほとんどないと認識しています。逆はあります。いろんな環境の変化を求めて山元町に入ってこられる児童・生徒は、これまで何人かいたと思います。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。次の（３）の町民バス利用の通学について再質問をいたします。

　今回この町民バス利用の通学についてをテーマとして選んだのは、行く行くは、我が町は、小学校が一つに統合されると。その際にどうなってくるかというと、遠いところには、やっぱりスクールバスを配置したりなんかしなければならないというふうな時代になる可能性がないわけではないと｡そのようなときに､いわゆる距離を考えた場合に、坂元も牛橋も同じぐらいの距離であるというふうなことを考えたときに、不公平感が出ないような対策を考えていただきたいというふうな観点から、この通学バスについてをテーマとして考えました。近い将来と遠い将来と、それから現在というふうに分けたときに、現在は、やはり町民バスを使って通学をしてきている生徒もありますので、やっぱりその不公平感がないような形でいろんなことを考えていけないかどうかについて、まずお伺いします。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。このスクールバス、ただいまですね、伊藤議員のほうから公平性を考えて、通学距離とかを考えて、今後のことも含めて考えられないかということな

んですけれども、町として子供たちの通学に関しては、ただ単に距離だけではなくて、ある一定の距離というのはあるんですけれども、その公平感というかね、先ほども教育長がおっしゃったようにですね、やっぱり安全性というのが一番だと思いますので、そのいろいろな環境状況、そういうのも含めてですね、このような形を今は取っているという状況になりますけれども、今年１月から公共交通についてはいろいろ改善をして、その改善を図る中でスタートを切るに当たって料金面とか子供たち、いろいろなことも考えながら、今回、まずはこのような形でスタートしたというのがあります。そういう中で１年がたって、改善できるところは改善しましょうと。今後のことについては、先ほども言いましたように距離だけでもありませんので、当然、今度は、距離的にも相当遠くなります。中学校の場合も今はスクールバスっていうのを走らせてるわけですけれども、その辺をしっかりとですね、対応をして進めていかなければならないというのは、もう大前提として考えるべきだというふうには思っておりますので、その辺は、しっかりと対応できるようにですね、組み立てていければというふうに思っております。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。以上、将来に向けての前向きな回答もいただきましたので、今後ですね、いろんな形で進めていっていただければと思います。

以上をもって私の一般質問を終わります。

議　長（菊地康彦君）１２番伊藤貞悦君の質問を終わります。

議　長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は１４時ちょうどとなります。

午後１時５１分　休　憩

午後２時００分　再　開

議　長（菊地康彦君）再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議　長（菊地康彦君）３番遠藤龍之君の質問を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。３番遠藤龍之です。２０２５年第４回山元町議会定例会に当たり、長引く物価高騰対策による町民の負担軽減対策の取組など、町民皆さんが要望する当面の諸課題をはじめ、今後のまちづくりに関わる町政全般にわたる一般質問を行い、町長の所見を伺うものであります。

１件目は、国民健康保険事業の取組についてであります。

市町村の国民健康保険事業は、２０１８年度から市区町村と都道府県との共同運営の保険となり、都道府県が財政の監督権を負う形となり、都道府県が都道府県全体の医療給付の支出等に基づいて各市町村が都道府県に納付する額を計算し、それに見合う保険料率として標準保険料率を都道府県が計算し、市町村に示すという仕組みになっており、これまでの保険制度と大きく変わっていますが、次の点について伺います。

１点目は、都道府県化に伴う町国保事業への影響についてであります。

２点目は、２０２５年度の税率引上げによる影響は生まれているかどうか。

３点目は、国保事業の各種取組の対応についてであります。

１つは、均等割軽減の拡充が、今、政府で検討されていますが、町国保の取組が変わってくることになるわけでありますが、町としての対応について伺います。

２つ目は、産前産後期間中にある人、これを出産被保険者と言うそうでありますが、この方々の保険税の減免が行われるようになっているようですが、その辺の軽減の状況について、取組の状況についてお伺いいたします。

３つ目は、マイナ保険証の一本化に伴う影響についてお伺いいたします。

４点目、サラリーマンの健康保険事業より高く設定されている町国保税ですが、被保険者負担軽減のため税率の引下げは考えられないか、お尋ねするものであります。

２件目の質問は、町営住宅の取組についてであります。

国と地方自治体には、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸する義務がある」と公営住宅法で定められておりますが、次の点についてお伺いいたします。

１点目は、町営住宅、復興公営住宅の取組の現状についてであります。

２点目は、町営住宅と復興公営住宅の違いについてお伺いいたします。これは、二本立てで今取り組まれていますが、まだ住民の中に、町民の中に理解が十分ではないのではないかという懸念からお尋ね、確認するものであります。

３点目は、町営住宅と復興公営住宅の入居状況についてお伺いいたします。

４点目は、復興公営住宅に入居する低所得世帯への家賃減免措置のさらなる延長は考えられないか、伺うものであります。

３件目の質問は、熊対策についてであります。

今、町では、全国的に発生している熊による被害について、本町においても熊の目撃情報が複数寄せられている。現場確認の結果、熊の痕跡は確認されていないが、町の対応として、県の緊急銃猟対応マニュアルを参考とした実施体制の下、国・県機関と連携した迅速な情報提供や注意喚起などの対応を行うとしていますが、熊対策の現状と今後の対応について、改めて伺うものであります。

以上、私の質問といたします。

議　長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第１、国民健康保険事業の取組についての１点目、都道府県化に伴う町国保事業への影響についてですが、平成３０年度からの県単位化に伴い、県は、財政運営や運営方針策定、事務効率化の役割を担い、町は、資格管理や保険税の賦課徴収、保健事業の実施など、被保険者に身近な事務の役割を担うこととなりました。このことにより県内全体でリスクを分散する仕組みに変わったことから、高額医療費発生時の急激な保険税上昇リスクが緩和されております。また、これまで各市町村が独自に財政運営し、税率を定めていた仕組みは、県から示される標準保険料率及び事業費納付金を基に税率を定め、県へ納付する仕組みに変わっております。

なお、令和１２年度を目標として、同じ所得・世帯構成であれば県内どこでも同じ保険税となる保険税統一化に向けて、現在、様々な検討が進められているところであります。

次に、２点目、２０２５年度の税率引上げによる影響についてですが、町国保財政の厳しい状況を鑑み、今年度、保険税率を改正したところであります。この結果、１人当たりの年間平均保険税は、約９万８，０００円から約１１万４，０００円となり、約１万６，０００円の上昇となりましたが、税率改正に当たり応能・応益割の適切なバラン

スを徹底し、低所得者層への負担軽減に最大限配慮するなど、あらゆる角度から対策を講じたこともあり、今年１０月末現在の現年度分徴収率は、昨年度比で０．４３パーセント上昇しております。

次に、３点目、国保事業の各種取組の対応のうち均等割軽減の拡充についてですが、先月２７日、国の社会保障審議会医療保険部会が開催され、現在、未就学児までと定められている均等割保険税の５割軽減を高校生年代まで拡大する方針が示されました。また、令和４年度から開始された未就学児に係る公費軽減に加え、本町では、財政調整基金を活用し被保険者の負担軽減を図るべく、対象を１８歳までに拡大し、均等割額の免除を継続しておりますが、現在検討中の国の制度改正が施行されれば、今後は、当該経費に係る財政支援が見込まれるところであります。

次に、出産被保険者の保険税の軽減状況についてですが、昨年から開始された出産前後４か月の保険税の軽減制度は、出産時の収入減少や支出増加の観点で導入され、これまでに延べ３世帯３人から申請を受け付け、減免額は、約５万６，０００円となっております。

なお、今年度については、先月末時点での申請実績はありませんでした。

次に、マイナ保険証の一本化に伴う影響についてですが、新たな仕組みへの変更に伴う混乱も予想されたことから、今年７月の従来の保険証からマイナ保険証への切替えに先立ち、本町では、制度の内容や医療機関を受診する際の留意点等について、回覧や広報誌への掲載、町ホームページでの周知に加え、民生委員への説明の場を設けるなど周知に努めてまいりました。また、マイナ保険証を持たない方に対しては、資格確認書を申請によらず職権で交付し、引き続きこれまでと同様の診療が受けられるよう配慮しております。

なお、本町のマイナ保険証登録率は、今年８月時点で７８パーセントであります。利用率も７５パーセントと、全国平均の４４パーセントと比べ大きく上回っていることから、町民の皆様の理解が進み、活用が広がっているものと捉えております。

しかしながら、一部の高齢者などには、十分な理解が難しい場面も見受けられることから､国からの情報を正しく伝えるなど､引き続き制度の趣旨普及に努めてまいります。

次に、４点目、負担軽減のための税率の引下げは考えられないかについてですが、近年、医療の高度化や高額薬剤の開発、医師等の処遇改善に関連した診療報酬の改定、被保険者数の減少が影響し、全国的にも国保の１人当たりの給付費が増加しており、県への事業費納付金も上昇する中で、財政運営は一層厳しさを増しております。

また、令和１２年度の保険税統一化に向け、急激な負担変動を避けるための慎重な対応が必要となっていることから、現時点で保険税率を引き下げることは、財源の安定性を損なうおそれがあるため、考えにくい状況であると捉えております。

こうした状況の中、低所得者への軽減継続や給付の適正化、基金の戦略的活用などを組み合わせ、負担緩和を着実に進めることが重要と考えておりますので、町民の皆様には､丁寧な説明､ご理解とご協力を得ながら維持可能な制度運営を目指してまいります。

次に、大綱第２、町営住宅の取組についての１点目、町営住宅、復興公営住宅の取組の現状についてですが、本町では、平成３１年３月に策定した山元町公営住宅長寿命化計画に基づき、人口減少社会の進展と住宅戸数の余剰を見据え、老朽化した既存町営住宅の入居者移転による用途廃止と復興公営住宅の入居者への払下げの２つの基本方針と

しており、令和１０年度までに全体の管理戸数を６２６戸から４５８戸程度に集約することとしております。

初めに、既存町営住宅の入居者移転による用途廃止についてですが、令和５年７月１０日開催の議会全員協議会において、今後の事業方針についてご説明いたしましたとおり、昨年６月の定期募集から一般募集に加えて移転対象世帯の募集を開始し、今年９月の定期募集まで６回の移転募集を実施した結果、移転対象世帯は５５世帯ありましたが、現在は、残り３世帯までとなりました。

次に、復興公営住宅の入居者への払下げについてですが、復興公営住宅を建設した当初は、３３世帯が払下げを希望しておりましたが、一昨年度に実施した意向調査の結果、希望の意向を示したのは８世帯でありました。この調査結果に基づき、８世帯と交渉を進めてまいりましたが、近年の社会情勢の変化等から、現在、払下げを希望しているのは１世帯のみであり、当該世帯と具体的な交渉を進めている状況であります。

なお、長寿命化計画は、令和１０年度までを計画期間としておりますが、移転事業が進捗していることから、既存町営住宅の用途廃止や建物解体、その後の跡地利用など、現計画に対し状況に変化が生じているため、現在、改定作業を進めているところであります。

次に、２点目、町営住宅と復興公営住宅の違いについてですが、町営住宅は、ご指摘のありましたとおり、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で賃貸することを目的に整備された住宅であります。

一方、復興公営住宅は、東日本大震災などの大規模災害で住まいを失った被災者の生活再建を目的に、災害復興事業の一環として町が国の補助を受けて建設した住宅でありますが、空き室や空き家が発生していることから、その対策として段階的に入居要件を緩和し、現在は、一般募集による入居も可能としております。

次に、３点目、町営住宅と復興公営住宅の入居状況についてですが、先月末現在で既存町営住宅の入居世帯は８世帯であり、その内訳といたしまして、合戦原住宅が５世帯、移転事業の対象としている藤田住宅が２世帯及び寺前住宅が１世帯であります。また、復興公営住宅の入居世帯は、管理戸数４９０戸に対し４７０世帯、入居率は約９６パーセントとなっております。

次に、４点目、復興公営住宅に入居する低所得世帯への家賃減免措置のさらなる延長についてですが、町独自の家賃減免については、今年１月２３日開催の議会全員協議会において、物価高騰の影響を受ける低所得世帯に迅速な支援を行うことを理由として、入居１３年目となる今年度まで減免を延長したところであります。現時点において、１４年目となる来年度からは、国の制度に基づく減免措置を適用し、５年間かけて段階的に引き上げ、１９年目からは本来の家賃に戻すのが基本となりますが、今後の方針については、県内の被災自治体の動向や現下の物価高騰等に鑑み、その取扱いについて検討しているところであります。

次に、大綱第３、熊対策についてですが、本町における熊対策の現状としましては、昨日の一般質問で大和晴美議員にお答えいたしましたとおり、対策としては、３段階に定めております。１段階目としては、被害の未然防止対策として広報や町ホームページ等による周知、２段階目としては、目撃情報に基づき関係機関等と情報を共有し、町民への注意喚起と併せ現地を確認すること、３段階目としましては、緊急銃猟制度に基づ

き追い払いや捕獲の実施としております。

今後の対応といたしましては、昨日の一般質問で齋藤俊夫議員にお答えいたしましたとおり、熊が出没した場合を想定し、緊急銃猟の模擬訓練の実施に向けた協議を進めるとともに、町民の皆様の安全・安心を最優先に関係機関と連携し、適宜適切な対応に努めてまいります。

以上でございます。

議　長（菊地康彦君）３番遠藤龍之君の再質問を許します。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。１つは国保について、回答では、都道府県化に伴う国保事業への影響ということについての回答なんですが、平成３０年度からの県単位化に伴い、県は、財政運営や運営方針策定、事務効率化の役割を担い、町は、資格管理や保険税の賦課徴収、保険事業の実施など、被保険者に近い身近な事務の役割を担うということになったということで、この仕組みについて説明しているようですが、この辺、詳しくといいますかね、県と町の関係、私の理解では、上下関係といいますかね、県から指示されたとおりの保険料率、保険で対応するというような理解を、この説明からになるとしてしまうんですが、この辺の理解はどのようにするっつうか、どのような理解であればいいのか、確認したいと思います。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。ただいまね、遠藤議員からありました、私もそのような理解でお願いしたいと思うんですが、詳しい細部については、担当課のほうから、課長のほうから説明をしたいと思います。

健康推進課長（渡辺卓臣君）はい、議長。お答えいたします。

今ご質問の件についてなんですが、ご指摘のありましたとおり、都道府県単位化に伴いまして、国保事業については、一義的には県が県全体をですね、の医療費並びにそれに賄う税の設定というものを行うようになります。都道府県単位化の前と後で一番大きな違いというのがですね､医療費をはじめとする保険給付費の取扱いなんですけれども、おのおのの市町村が財政を運営したときは、医療費が上がれば上がるほどですね、国・県の支援を受けながらなりますけれども、その増嵩分についてはですね、町の財政にその差額分が、直接影響が出たわけなんですけれども、都道府県単位化されることによってですね、保険給付費については、県から一律で支給されるんですけれども、その負担についてはですね､県内の市町村で３５市町村､総額をならすような形になりますので、そういった意味で、後段で申し上げておりますけれども、全体でならしてリスクを分散するような形に変わったということでございます。

以上でございます。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。十分な理解には至らなかったんですが、私の理解としては、国って、県から示された標準保険税率に従って税率あるいは税収、町ではね、で対応するということで、去年って今年ですね、２５年度は、それに従った税率改正というふうな理解なんですが、そういう理解で、今、少なくとも２５年度は、県から示された保険料率で算定した税率改正ということであったのかどうかを確認したいと思います。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねでありますけども、令和７年度の税率改正それぞれを見た際にですね、医療分、後期分、介護分とありますけども、それらの区分について、後期高齢分と介護納付金分については、県の標準税率にかなり近い形になっております。医療分については、若干、少しだけですけれども、開きがあるんですけ

ども、令和１２年度の統一に向けてなるべく乖離がないようにですね、やっていきたいと考えております。

補足なんですけども、いずれの割合についても、県の標準税率よりも、今、山元町では、全てにおいて下回っているような状況となっております。

以上です。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。確認しますが、私の表現がっつうか、県で示した標準税率よりも、それに従わないっつうどうまぐねえな、によらず、町の考えで決めた、定めた税率だというふうな理解で、しかもそれは下回ってると、今のとこね、という理解でよろしいかどうか。これはね、こういうことで進めてほしいというふうに思うんですが、ただ、今の説明の中で、県が定めた令和１２年ですか、を見据えた税率というのと、急激なですね、変化にならないように暫時引き上げていくというような表現なんですが、この表現が随時出てくるんですが、令和１２年度に向けてですね、皆さんの回答の中にも、その最後のほうですか、最後っつうか、急激な負担変動を避けるための慎重な対応が必要となっていると、最後のほうね、税率改正の、下げろというとこの項目の回答のね。というのは、県の統一化、宮城県の場合ですよ、統一化、単体っていうか一本化、宮城県は、もう相当な保険税に上がることを前提とした、今、町の取組になっているというふうに思われるんですが、そのような理解でよろしいんでしょうか。これは、町がどうのこうのっていうわけでないですからね。制度の中の話で、そういう理解でいいのか。山元町の場合、宮城県の統一化を進めることによって、もう１０年では相当な国保税になるんだと、そういう前提の中で動いてるんだというような理解でよろしいのかどうか。これは県の考え方ですかね。そして、回答の中から出てきた疑問なんですが、そういう受け止めでいいのかどうか、確認します。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長のほうからお答えいたします。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。これから山元町の被保険者数を考えたときに、高齢によって後期高齢に移行する方もかなり多いですし、また、社会保険を見たときに、被用者保険側のですね、企業規模の要件の適用が変わりまして、社会保険に移る方も増えるようになります。こちらは段階的に始まってるんですけど、令和８年の１０月には、会社の規模が今まで５０人だったものが、３５人規模の会社は、社会保険に適用しなさいということがもう始まっておりますので、さらに、町の国保の加入者数は、減るものと考えております。

よく議員のほうからご指摘いただく構造的な問題という課題があるんですけども、被保険者が減りまして年齢構成も高くなっておりますので、当然、医療費の水準も高くなってまいります。医療費水準の変動をより平準化するために県の統一化ということが進められておりますので、山元町のように小規模保険者にとっては、先ほど健康推進課長が説明したように、高額な医療費が発生した場合ですとかそういった場合は、運営が不安定化いたしますので、県の統一化については、町としては、望ましいことだと考えております。

以上です。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、そういうことなんですねということの確認なんです。県の統一化をするということは、当然、表現されているように、かなりのね、税額になるんだと。だからその５年間まではね、そうならないように、順次、引き上げていくと

いうのが町の考えとして示されている。それはそれでね、今言った背景があって、国保事業単体だけを見れば、国保事業という期間だけを見れば、そうならざるを得ない状況になっていると、国保事業の場合はね、という事実が確認できればいいんです。そのことによって町がどうのこうのとかね、上げるのは大変だとかなんとか、駄目だとかなんとかっていうところまでの話は、今日はね、それは発展させないというか。ただ、やっぱこの制度の仕組み、これはちょっと問題、私は問題がある。国制度のね、国保事業、国で進めている事業ですからね、国が関係してんのね。やっぱりその辺の制度自体に問題があって、そこが大きく変わらなければ、末端の基礎的自治体、実際に実施しているね、自治体では大変この１２年度でね、統一化するまで非常に苦労するんではないかという懸念を確認するための質問です。今、大変だと、そういう上がることは確実だという表現は使いませんが、上がらざるを得ないということが、今、示されました。それを確認しました。それは理解するわけです。問題だなというふうな形の理解の仕方なんですが、そこで、影響について確認します。引上げについては、優秀な結果になっていると、非常に喜ばしいことだと。

次に、国保事業の各種取組の対応について、均等割の軽減・拡充が、今、検討されて、これはもう実施されるというふうに見ているわけですが、このことによる影響、影響というか、いい意味でのと私は思うわけですが、このことによって、実際、町には、支援の回答の中でもですね、財政支援が当該経費の係る財政支援が見込まれるというような回答をしているわけですが、その内訳、内容は、どの程度の支援になるのかを確認したい。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。詳細については、担当課長のほうから説明させます。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。回答にもありますように、既に山元町におきましては、１８歳までを対象に均等割の免除を拡大しているところであります。現在の状況については、未就学児までは２分の１をですね、国が持ってくれるということで、残りの分を町が負担しておりますが、さらに、そのほかに就学児から１８歳までを、町のほうで独自に軽減を行っております。小学生以上から１８歳までの町で行っている軽減額につきましては、令和６年度の決算では、およそ３００万ほどとなっております。

以上です。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。今の３００万っていうのは、未就学児も含めてっていう、だから全体で半額分と、とにかく１８歳までの均等割分つうのが幾らなのかをちょっと確認したいんですけど。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。未就学児分についての軽減の町負担分は、４０万ちょっとになっております。それプラス小学生から１８歳までで３００万ちょっとで、合計で３５０万ほどになっております。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。分かりました。その辺については理解できました。

次に、出産被保険者の保険税の軽減状況あるいは取組状況について伺います。言ってる意味分がんねがった。３のイの部分、出産被保険者の保険税の軽減状況について、取組状況について。何だ、こいづ邪魔なんだよ。回答では、出産前後、これまで延べ３世帯３人から申請を受け付け、減免額５万６，０００円という回答なんですが、この制度からしてね、どうなのかっていう疑問での確認なんですが、もし５０人いたら５０人全部がね、その対象になっていいのかなって勝手な理解だったんだけども、それが２４年

度の実績では、こいづ２４年度から始まったんだよな、の実績でこれだけなのっていう疑問の確認です。

議　長（菊地康彦君）よろしいですか。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねでありますけども、この分は、国保の被保険者で出産した方の保険税額を４か月分減免するものであります。国保のこの制度が始まりましたのは令和６年１月からで、社会保険の分については、もう既に平成２６年からこの制度が開始されておりますので、この３世帯３人については、あくまでも国保で出産した方の実績ということになります。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。逆に言うと、山元町では、国保世帯の対象っつうのはそんなものなのかっていう、改めてショックといいますか、ショックという、今、いろいろ表現、はやってますが、もっとあってもいいのかなっていう意味での確認だったんですが、それが事実だということであれば、これはね、理解する以外にないんですね。この件につきましては、そういうこともあってか、２５年度の当初予算では１，０００円だよな、の予算措置しかしてないよねと。この取組について、町としてもしそうで、３世帯でも４世帯でもいいげっとも、その世帯全てがね、行き渡るような取組をしなければならないのではないかと思うんですけども、考え方としてね、もう当初から１，０００円だけの措置して、大体１，０００円っていうのがね、１，０００円の措置っつうのはそもそもあり得ないのではないかというかね、この制度の仕組みも、これに対して１世帯当たりどのくらいの支援策なのかということ等もね、知らせがあって、そういうのがあって初めて予算措置されると思うんですけども、１世帯１，０００円ということなんですか、当初で支援対象は。

健康推進課長（渡辺卓臣君）はい、議長。こちらの制度なんですけれども、今、税務課長のほうからご説明しましたとおり、こちらにつきましては、出産等を迎えられる方の税を軽減するための制度であります。今お話がありましたその１，０００円というのはですね、その財源の部分については、一般会計からの繰入金になるんですけれども、今ご紹介いただいたとおりですね、当町については、そもそも出産される方が少ないということと、あとは、予算の段階でですね、翌年度、何人生まれるかというのが、ちょっとなかなか見込めないもんですから、予算上は、科目設定の１，０００円だけを置かせていただいてるというような状況になります。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことであれば、なおのことやっぱり周知徹底っていうかね、多分どこまでその出産する人が、こういう制度があるっていうの、私は予算見て初めて分かった措置なんですが、っていうことがあればね、もっともっと、もっともっとっつうか、町の取組姿勢としてちょっと問題があるかなというふうに感じての確認だったんですが、それこそ見込みね、どんどん産んでくださいなんていうふうには言わねえんだべげんとも、でも、ある程度の実績がね、前年度実績が３世帯だったらそれに見合うような、あるいはそれを超えるような予算措置というのは、当然あってしかるべきではないのかなという疑問を呈して終わります。どんどんこういうね、これは多分いい制度なんだから、どんどん積極的に使ってもらっていいかなと思うんですけどもということで、そういうことで、これを大いに進めていただきたいということで、次に移ります。

次に、３点目は、マイナ保険証の一本化の影響については、非常に山元町の対応とし

ては、問題なく展開してるという回答でありました。非常にこれはね、いいことだというふうに思います。

その中で、世間的に全国的に問題を指摘される、これは、前回もちょっと確認したかなと思うんですけども、山元町にはないという回答も得ているのかなというふうな認識はありますが、改めてお伺いいたします。

マイナ保険証の一本化に伴って紙の保険証、今ね、いろいろね、問題点が指摘されてる、マスコミ等々でも取り上げていますが、の紙の保険証の新規発行が禁止される、１２月の何日で終わりだというふうにね、言われている、もう過ぎてしまったんだ。そして、それは、しかしながら、資格確認書のね、自動的に皆さんの手で関係者には、マイナ保険証を持ってない人については、紙に代わる確認書というものが発行されて、それで対応しているというのが現状で、そのことについては、多分、問題はないのかなというふうに思っているんですが、このことによって、滞納者に対しての保証といいますか、取組、対応があったんですね、短期保険証、資格。その短期保険証も、当然、紙の保険証がなくなることによって廃止された。廃止されたことによって、滞納者の皆さんは国保証を頂けない、滞納してることによってですね、という制度の中で、そうすっと、医療にかかると、全面、全額支出っていいますか、払わねくてないというかね、っていう、制度上、そうなってるんですが、その辺の周知が徹底されてないと、医療機関にでもですね、そうすっと全額求められるという現実もあったようです。

それに対して、問題だということで国からの周知っていうかね、通知・通達、連絡等々で、そうならないようにして、３割で負担で対応できるようにという通知も決定っつうかね、通達されてるんですが、その辺のこの山元町でのそういう１０割負担とかね、ということがあったかどうか。なければないでいいんです。ただ、そういう心配、懸念があるということでの確認ですから、そのことの確認も含めてお伺いいたします。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。一時的に１００パーセント、一回、支払いをするということですよね、切れてるということですから。後で提示すれば戻ってくるというそこの部分が、そういうこと、発生した事例があるかということですね。その点については、担当課長のほうから説明させます。

健康推進課長（渡辺卓臣君）はい、議長。今お話があった件なんですけれども、窓口でですね、１０割支払うパターンっていうのは、大きく２つありまして、今ご紹介ありました税金等をですね、納めないことによって１０割負担となる場合と、あと、こちらは、マイナンバー、マイナ保険証が始まる前からだったんですけれども、保険の情報が病院の窓口でですね、確認できないとか、保険証を忘れたとかですね、そういったことによって、一時的に１０割払うというようなパターンもあると思います。そちらの分はですね、窓口で保険証を提示できなかったとか、そういったことによる一時的な１０割負担というのは、今現在も何件かは、年、あるんですけれども、税金未納によるですね、資格確認書に代わる特別療養費の支給という制度が新しくできてるんですけれども、山元町では、現在、そのような、そちらの対象になっている方は、今のところはございません。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。今の回答、ちょっと分かりづらかったんですが、結果としては、そういうことはないという理解でいいんですよね。この件につきましては、今後も多分出てくる可能性のある問題だというふうに受け止めているんですが、そのことも、今後についてもですね、そういうことのないように、町の保険者がどこまでそういうことで

規制できるんのかどうかっつうのは、私も分かんないんだげっとも、国会の中でもこれはね、３割負担で大丈夫だという答えが出てるようなんで、そういうことが、実施主体のね、町で、実施主体でそういうことが起きないような周知の徹底っていいますか、どこまで町としてできんのかどうかっていうのは、私も分かんない中で聞いてるんですが、そういう事態が起こらないような取組はするべきだということで、この件については、滞納世帯の申出があれば、特別療養費の支給に代えて療養の給付等を行うことができるというような裏づけといいますか根拠で、全額負担でなくてもいいですよと。そういう滞納している方々も、保険証を持ってない方々も、そういう医療費については、窓口負担は３割で結構です、大丈夫ですというふうなものが国の中で確認されている、制度の中で確認されていることですので、その辺については徹底していただきたい、するべきだということで、この件については終わります。

最後に、この件の最後ではですね、毎回出てくる負担軽減のため税率引下げは考えられないか。できませんという明確な答えが返ってきております。この件についても、これも考え方っていいますかね、町の姿勢っていいますか、先ほど、いろいろ努力して対応してるというのは伝わってきます。同時に被保険者のね、税の重さっていうのも、これも実態としてあります。現状ではね、非常にこの山元町国保では、苦労してる、工夫してる、例えばその軽減世帯をね、がっちりつかんで６割、７割くらいが軽減世帯、これは国の制度でもあるわけで、国からその分、軽減した分は来て、そこの部分は埋められんですが、そのもともとのパイといいますか、基礎額がね、おっきければその限りではないよね。分かるよね。ということもあるんで単純に喜べない実態がある。の中で、そうすることによってパイが決まってるんだよね、被保険者数。軽減世帯が６割、７割っつうのは、これのそこさ今度は負担がかかっていくと。中堅世帯、中高世帯とかね。ということで、その部分は相当な額になっているというのが、今、数値的に表れている。確認しますが、軽減世帯のほか残された人たちの平均税額あるいは税額はどのようになっているか、ちょっと確認したいと思います。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。先ほど１回目の回答で申し上げた賦課金額っていうのがですね、これ、軽減分を差し引いての額となっておりますので、こちらが山元町の平均的な金額なのかなと考えております。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう示され方もあるかと思いますが、もっと分かりやすく言えば、例えば、例えばっつうか、１０億の世界の中で軽減世帯が７割で、それが、その部分が３億、残りの７億が残された人たちで分配される負担額になっと思うんだけども、その辺が、その額がどうなってるか。大ざっぱでいい、大ざっぱっていうか、税額１０億だったら１０億の中の軽減世帯対象者は何ぼで残されたのがこのくらいです。すっと割ること何ぼで大体出てくると思うんだげっとも。その辺は、いや、出せねければ出せねえでいいんだげっとも、考え方としてね、そういう形で残された人たちの負担のね、重さをちょっと確認したかったなと。残されたっつうか、軽減世帯以外の。そのいろいろ資料としてはね、確認すれば出てくるんでしょうけども、例えば所得額が１００万から１５０万の間の人は、大体年税額がこのくらいだよと。５０万から１００万までの、これは所得ね、までの間が、年税額がこのくらいだよというのが示された資料というのがあるはずなんですが、それを見れば、大体、山元町のその世帯の税額っていうのが見えてくるかと思うんですが、ちなみに、一般的に言われてんのは、所得のね、１割

が国保税の場合は、もう税額になってると。だから１００万の所得の人には１０万の、それが低いか、安いか高いかというのは、それぞれの判断なんですが、ということをちょっとね、山元町の負担の引き下げられないとかね、結果として大変だからという答えを理解するためにも、その辺の状況はどうなってんのかということを確認したくての質問の確認なんですが、いかが。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。まず、国保税の試算に当たっては、軽減分を引いて残りの分を加入者で割るんではなくて、さっき例えばの数字だったんですけども、例えば1億必要であれば、それを、加入者数の世帯でどれくらいの率だったら集められるかということをまず計算しまして、その中で軽減に該当する人の分は補助がまいりますので、その分は、例えば県とかから繰り入れるようになっております。

あと、今、議員から具体のお話ということだったんですけども、ちょっと古いんですけども、全員協議会のときですとか、あと、7年度の税率改正のときの資料にですね、具体的な世帯の保険税額を載せさせていただいてるところでありました。山元町で一番多いのが、今現在、１人世帯っていうのが一番多い世帯となっておりまして、１人世帯で例えば年金、給与で１００万円ぐらいの方ですと、介護ありの方では年間2万6，０００円ほどの税額で、この方は7割軽減の場合です。ではなくて。じゃあそのときの資料からになりますけども、軽減なしの場合で給与収入が３００万の方ですと、新しい税率では、介護ありの場合で２８万ほどの税額となっております。

以上です。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明で分かるように、３００万の所得だと２８万の約1割がもう税額になってるという。それは負担が重い、あるいはこんなもんだ、軽いと、それぞれ皆さんのね、見方、考え方だと思うんですが、私は非常に重いというふうな思いから、少しでも下げることができないかということで確認をしている質問なんですね。

資料のことについて、今ここでどうこうっていうふうなことは求めませんが、これは平成１５年の資料なんですが、総所得金額等の段階別国民健康保険税料額等に関する調べということで、ここに収入世帯が、こいづは人数だね、例えば３３万、これではちょっと下だからあれだな。例えば大体３０万を超え１００万の収入、それから所得ですね、この場合だと税額が１３万１，０００円、これも約、だからもう、これはもう１割以上だわね。所得が８０万から１００万の世帯でですからという数値なんです。だからこのときうんと高かったんだ。だから年々頑張って低くしても、今示されたようにね、３００万の世帯では、２８万の税額ということになっているようです。これは、私は非常に重いと思います。サラリーマンはね、多分この程度だともっと低いっていうね、言われてるんですよ。なぜかっつうと、やっぱり２分の１負担ですから、財源的には、それは保障されている中でのあいったから、協会けんぽの場合、普通のね、あるいは皆さんの共済の場合には、国保と比べれば安いのは当たり前って、そんでも高いとは思うげんとも、国保に比べれば高い設定になっているというのが仕組みの結果なんです。

いずれにしても、現実的には非常に負担の重い税率になっている。ですから何とか、しかも、今、物価高騰のあれとかね、いろんな対策が講じられている中で、やっぱり交付税についても少し考えてけらんねえかという中で、あと均等割のね、言ったんだげっとも、確認したら僅か３００万って、３５０万、少なくともそれも生かしながら、財源にしながら、やっぱり国保税のね、税率引下げということは、検討の余地があるのでは

ないかというところでとどめておきたいんですが、私は、ぜひ町の考え方ですね、下げるべきだということを、この件については求めておきます。

議　長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は１５時５分、１５時５分であります。

午後２時５５分　休　憩

午後３時０５分　再　開

議　長（菊地康彦君）再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議　長（菊地康彦君）３番遠藤龍之君の再質問を許します。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。２件目の町営住宅の取組についてお伺いいたします。

１点目の取組の現状については、理解するところであります。

２点目のですね、町営住宅と復興公営住宅の違いについて確認したいんですが、回答の中では、町営住宅は、住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で賃貸することを目的に整備された住宅であると。一方、復興公営住宅は、東日本大震災などの大規模災害で住まいを失った被災者の生活再建を目的に、災害復興事業の一環として、町が国の助成を受けて建設した住宅であるというふうに規定しているわけでありますが、まず１つは、町営住宅に規定されている低所得者に対するこの低廉な家賃、どの程度のものを町営住宅のほうでは定めているのか。旧町営住宅、確認します。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。詳細について、担当課長のほうから説明させます。

施設管理課長（富樫　誠君）はい、議長。低廉な家賃ですけども、低廉な家賃とは、周辺地域の賃貸住宅と比較して相場よりも安い価格ということでございます。

以上でございます。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。具体的に聞いたつもりなんですが。だから旧町営住宅法ではっていうね。多分、私の理解では、３，０００円とか５，０００円とかね、７，０００円とかって、旧町営住宅の場合ね、って規定されていたのかなというふうな理解なんですが、逆に確認すっと、そういう理解でいいのかどうかを、じゃあ確認します。

施設管理課長（富樫　誠君）はい、議長。具体的な金額で申しますと、政令月収が１５万８，０００円以下の世帯というものでございます。

以上です。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺はじゃあ通り越して、今の額では低廉って、その前に低廉な規定では、災害復興公営住宅で既に８万というのがその政令月収のね、境だっていうふうな私は理解があるんですけども、多分、旧町営住宅だともっと低いんじゃないかということからの確認で、今、確認しました。私はそういう理解で、私の理解で進めますと、８万、だから、私は、旧町営住宅のやつは、もっと低いのかなっていうふうに、政令月収のね、だからその３，０００円とか５，０００円とかとそういう数字が出てくんのかなというふうに思ってんですが。そういうふうな理解の中で、間違いだったら間違いで、私の理解の中で進めていく。

ここで聞きたいのは、確認したいのは、町営住宅と復興公営住宅の違いということの確認で、今、確認してるわけなんですが、その辺、じゃあ復興公営住宅は、災害被災者

を対象とした、まず建てられた、設立の目的はそういうことだったんだけども、そういう人たちも、当然、大変だっつうことで、建物に対した規定がね、されてあって、私の理解では、この復興公営住宅のほうは、政令月収っつうのか、が８万以下の人が低所得世帯、低廉だと。今、確認したのは、家賃のことを言ったんだよな。だからいいんだな。家賃のことで確認してるんだから、だからそれ以下だとっていうのが低廉な価格だと、設定だというふうな理解なんですよね。それでいいのかどうかっつうか、まず、答えが返ってこないと、私も次の展開が見えてこなくなるんだけども、話をあれすると、その少なくとも低廉な家賃の設定、旧町営住宅の設定と公営住宅の設定で違いがあるのかないのか、確認します。

施設管理課長（富樫　誠君）はい、議長。すみません。失礼いたしました。家賃の違いにつきましては、家賃の算定方法では基準があるんですけども、古い町営住宅と新しい町営住宅での家賃に大きな違いが出るのは、経過年数の違い、あとはですね、利便性係数とかの違いによって家賃に差が出るものですから、既存の町営住宅に対して復興公営住宅の家賃が高くなるというのは、住宅が新しいというのが大きな要因でございます。

以上でございます。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。というところから展開していくんですが、復興公営住宅じゃないですね、山元町公営住宅長寿命化計画の中では、あと、今の回答の中でも用途廃止、旧町営住宅のね、いずれ復興公営住宅に収れんするんだというのが計画になっていますね。そこで、今、なぜ確認したかっていいますと、そういう低廉なというとこの中からね、措置をしてる人は、そういう家賃で入れるものかなと思って申し込んだら、もう復興公営住宅のほうのね、設定の中での対応ということになると、その辺での戸惑いはないのかあるのかと、私は戸惑いがあると思って確認してるんですが。

そして、もう時間もねえから、いろいろあるんだけども、結論のほうに行くとね、この入居要件、復興公営住宅もね、従来の旧町営住宅と同じなんだというふうな捉え方をすると、これまでの旧町民っていうか、果たして今の復興公営住宅のね、低廉なと、家賃だというふうに主張しても、主張っていうかね、言っても、一般町民から見ればね、本当に低廉な低所得者の皆さんを対象にしてるわけ、公営住宅もしてるっつうことだと思うんだけども、それも確認したいのもある。だとするならば、これが、従来、町民から求められている公営住宅、町営住宅の姿かなという疑問があるんで、今、この違いについて確認しているんですが、その辺がね、まだ町として統一されていないんだったらば、やっぱり今後、そこんとこを十分に考えていかなくてない取組だというふうに私は考えてやってるんですね。

分かりやすく質問します。旧町営住宅と復興公営住宅というのは一緒なんですか。その前に、復興公営住宅についての規定はありますか。旧町営住宅については、山元町町営住宅条例というものに基づいて取組、展開しているわけですが、復興公営住宅についてはどのような規定があるのか、あるのかないのかから始めて、あるんだったらば内容はどうなってるのか、どう規定されているかということを確認します。

施設管理課長（富樫　誠君）はい、議長。規定につきましては、復興公営住宅、あと既存の町営住宅、同じでございます。

以上でございます。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。既存町営住宅で、今、復興公営住宅も対応してるということな

んですね。ということでは、いろいろ問題は出てきませんかというのが私の素朴な疑問なんですが。その条例に基づいていろんな規則、設定とかね、家賃の設定とかというのがあるかと思うんですが、条例の下にそういうのが整理されているんですか、であるならば。

施設管理課長（富樫　誠君）はい、議長。同じこの規定の中で全て対応しております。

以上でございます。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。じゃあそれに基づく規則、規定っていうのもちゃんと整理されているのね、８万とかなんとかってね。の下に、今後、その規定に従って町民の皆さんは公募して、応募してね、入るわけなんだげっとも、新しい価格っていいますか、その旧町営住宅条例に基づいた規制、復興公営住宅の家賃設定っていうのはどうなっているのか。その目的に従って、低廉な設置目的に従った公営住宅の家賃設定はどうなっているのか。これもね、示されているんですが、示されているっていうか、もろもろね、これまでの説明の中で示されてる政令月収が８万とかっていう区分の中で、低廉っていうとこまでは確認されているんです、というのと、あと、本来の家賃というのは、んでいくらになんのか確認します。

議　長（菊地康彦君）暫時休憩といたします。ちょっと確認の時間をいただきたいと思います。

午後３時１６分　休　憩

午後３時１９分　再　開

議　長（菊地康彦君）では、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

施設管理課長（富樫　誠君）はい、議長。お時間いただきましてありがとうございました。町営住宅条例の同じ基準に基づきまして、一般の方が復興公営住宅に入る、それを町営住宅に入った場合と比較したときですね、一応、参考例としまして、間取りが２ＤＫという一番小さい１人用のタイプなんですけども、一番所得の低い方を対象に比較した場合、既存町営住宅であれば４，８００円ぐらいで入れる。それがですね、復興公営住宅に入った場合には、１万４，５００円ぐらいで、大体１万円弱ぐらいのそこに差があるということでございます。

以上でございます。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。時代も変わってる、背景も変わってるっていえばそうなんですが、町民の認識があるのは、４，０００円、５，０００円の認識だね、今度新しいとこに、新しいって、分かるんですよ。何が分かるかって、新しく建てたとこってね、中身も立派だし分かるんですが、しかし、入りたい人、とりわけね、一人暮らしの方とかね、年金生活者の方がね、今まで４，０００円と思ってたのが、入りたいと思って行ったらば１万５，０００円近いね、今のね。そしたら予定、ないということになっと、今度、入れない人も出てくる、入りたくてもっていうのが生まれてくるのではないのかなという懸念あっての確認だったんですが、確認した結果、やっぱし大変ですねということが理解できました、今の回答でね。これは、今後、何とかしなくちゃないなと。今、今日ここでね、どうこうっていうつもりはございませんが、今考えるとね。

やっぱり、そして、もうその前に、本来ならばその用途廃止っていうのも、長寿命化計画で確認されてるんですよね。もうやることになってるんですよね。今の旧町営住宅はなくなるっていうとね、入りたくてもね、入りたいとかあったのがね、入られなくなるという新たな問題っていうのが生まれてきていると。現実、そういう事実だけは、ここで確認できました。私はそれがね、問題だなということをまずここでは、その分については指摘しておきたいと思います。押さえといて、現実問題があります。公募で何があるかというと、今、空き室、何室ありますか。

施設管理課長（富樫　誠君）はい、議長。１１月末現在なんですけども、現在ですね、１９戸で、１戸はですね、多目的の使用に貸し出しておりますので、１９戸としたときに、１３戸が修繕中の空き家ということなので、これは、順次、修繕次第、募集に回すというものでございます。今現在、１２月募集しているのが４件で、あとは、退去するという手続中のが２件という中身でございます。

以上でございます。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう状況であるというのは確認できましたっていうかね、公募しても、前回公募で２人落選してるんですよね、一般町民の方々がね。そういう現実をどう見るかって､先ほどの回答を見たら､まだ２０戸あるという回答だったもんで、そこんところをちょっと確認の意味で。その辺の対応、取組ね、田舎の中で、やっぱしその落選者をなくすようなね、取組をする必要があるのではないか。今、住居をね、求めてる人、結構います。とにかくね、そういう現実をね、一つ一つ、やっぱり住民の要求についてはね、真剣に見て、町はそういう対応をね、そういう入居したいという人がいれば、あるんだから、ねえんだったらしゃあねえんだげっとも、あるわけだから、２０戸とかね、今の話でも、今、修繕中とかなんとかっていうことが要因に挙げてっけども、十何戸もやっぱり、いろいろ言いたいことあっけど、後で直接言うげっともさ、まとめてやろうとすっからほいなぐなってんのかね、一つ一つちゃんと直していけば、すぐに修繕なんてほんなにね、新しいとこだから１週間も１０日もかかるような修繕の中身でないと思います。あったらばすぐに対応してね、そして、求めてる人に提供するというような姿勢は､ただ､一戸一戸やっていけば金もかかるっつうことも､いろいろね、事務方のほうであるとは思うんですけども、考え方としては、現実に落選している人がいるという現実も捉えるならば、これは、やっぱりそういった要求に応えられるような対策、対応は取んなくちゃならないというふうに思います。ここでそれは終わります。

熊、熊、熊、確認します。これまでの検証してますか。目撃情報等々、これまで取組があったんですが、今後の対策、対応としての検証はされているかどうか、伺います。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。熊についてはですね、昨日もですね、何人かの議員の方からご質問いただきました。熊については、もうその都度、熊の情報があるないにかかわらずですね、県の情報なり国の情報なり、あとは警察からの情報、いろいろなところからの情報を収集しながらですね、町としては、検証しながらやっているということになりますけれども、詳細については、担当課長のほうから補足をさせます。

産業観光課長（村上　卓君）はい、議長。熊の目撃情報があったものについては、今、町長が述べたとおりでございますけども、実際、例えば久保間の件でもですね、生育・生態・生息調査とか、どっから入ってきてですね、どこかに帰ってったのかという詳細なところまで、現状としては、できてないというところになっております。

以上です。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。やっぱりこれまでのね、目撃情報だけであって、出没っていうかね、実態はまだ確認されてないという中でね、しかしながら、そういうものを想定しながら生息数とか分布域とかね、そういったものを科学的な立場から調査して、次の対策につなげる必要があるかと思いますが、そういう対策の取組はいかがか伺います、するかどうか。

町　長（橋元伸一君）はい、議長。科学的なというのは、多分そこに熊がですね、生息するような条件がどのようにそろっているかとか、そういう面積とかね、多分、熊ですと、食べ物を求めて下りてくるということがよく言われますが、その食べ物の状況とかそういうことを含めてということだと思いますので、そういうことも含めて町としてですね、今後、検証していきたいというふうに思います。

議　長（菊地康彦君）３番遠藤龍之君の質問を終わります。

議　長（菊地康彦君）お諮りします。本日の会議はこれで散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

本日はこれで散会することに決定しました。

議　長（菊地康彦君）本日はこれで散会します。

次の会議は明後日１２月１２日金曜日、午前１０時開議であります。

お疲れさまでした。

午後３時２８分　散　会